

令和7年 第2回

身延町議会定例会会議録

令和7年6月 9日 開会

令和7年6月13日 閉会

山梨県身延町議会

令和 7 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 9 日

令和7年第2回身延町議会定例会（1日目）

令和7年6月9日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度身延町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第8 報告第5号 令和6年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第6号 令和6年度身延町下水道事業会計継続費繰越計算書について
- 日程第10 議案第48号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第49号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第50号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第51号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第52号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第53号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第54号 令和7年度身延町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 請願第1号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書について

2. 出席議員は次のとおりである。(14人)

1番	市川司	2番	遠藤公久
3番	深山光信	4番	佐野昇
5番	山下利彦	6番	佐野知世
7番	伊藤雄波	8番	望月悟良
9番	広島法明	10番	野島俊博
11番	田中一泰	12番	渡辺文子
13番	伊藤達美	14番	上田孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

11番	田中一泰	12番	渡辺文子
13番	伊藤達美		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副町長	遠藤 基
教 育	長	馬場 泰	総務課長	深沢 泉
会 計 管 理 者		笠井 和美	企画政策課長	高野 修
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	幡野 弘
税 務 課 長		伊藤 剛	町 民 課 長	曾谷 英輝
福 祉 保 健 課 長		松田 宜親	観 光 課 長	青嶋 浩二
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	若狭 秀樹
建 設 課 長		佐野 彰	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環境課長・上下水道課長		笠井 健一	身 延 支 所 長	加藤 千登勢
下 部 支 所 長		望月 融	施 設 整 備 課 長	佐野 美秀
学 校 教 育 課 長		望月 俊也	生 涯 学 習 課 長	石部 直樹

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 中山 耕史
録音係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中山耕史君）

相互のあいさつを交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

議員各位ならびに町長をはじめ執行部各位には、令和7年第2回身延町議会定例会にご出席いただき、大変ご苦労さまです。

関東甲信もそろそろ梅雨入りという報道がされております。天候が崩れる日が多くなると思いますが、皆さまも体調管理には、十分気を付けていただきたいと思います。

さて、本定例会に提出されている諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。議員各位には、慎重な審議ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

11番 田中一泰君

12番 渡辺文子君

13番 伊藤達美君

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの5日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月13日までの5日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、定例会資料3ページのとおり、報告5件、条例改正案1件、補正予算案6件の計12案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきまして、お手元に配布した資料のとおりです。

また、今定例会では、議会から請願1件が提出されています。

この請願第1号については、請願文書表のとおりですが、所管の教育厚生常任委員会に付託する予定ですので、常任委員会での審議をお願いします。

次に、3月定例会以降の議会関係の諸行事については、定例会資料4ページから5ページの
とおり、資料により報告としますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行政報告ならびに議案の説明について

町長からの行政報告ならびに議案の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和7年第2回身延町議会定例会の開会にあたりまして、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる所存であります。

さて、令和7年5月8日の町村長会議におきまして、第58代山梨県町村会長に選任をされました。任期は令和7年6月1日から令和9年7月30日までの変則であります、2年2カ月間となります。

町村会は14町村（8町6村）からなる連合組織であります。

町村を取り巻く状況は、極めて厳しく課題が多くあります。特に、少子高齢化、人口減少による地域経済の弱体化、また、社会問題となっております物価高騰対策などは、容易に解決し難い課題で、これらの課題解決に向け、国への提案・要望や町村の財源確保のための実行運動などを展開していくことになります。

町村会長としての公務で不在になることが多くなりますが、副町長および教育長をはじめ職員一丸となって町政運営に取り組んでまいりますので、議員の皆さま、町民の皆さまのご理解とご支援を何とぞよろしくお願い申し上げます。

それではこれより、議案の説明および行政報告をいたします。

まず、令和6年度一般会計をはじめとする全会計の決算処理についてであります。

令和6年度一般会計をはじめとする全会計の決算処理が行われ、全会計において黒字決算となる見込みでありますことをご報告申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては、第3回定例会においてご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、道の駅にしじま和紙の里かみすきパークのオープン後の状況についてであります。

「道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク」につきまして、4月18日にグランドオープンし、1カ月半ほど経過をいたしました。これまでの来訪者数や利用者の声などについてご報告をいたします。

オープンからちょうど1カ月経過した5月17日までの、指定管理者が集計しているレジ通過客数は、延べ1万700人となっており、物販、レストランとも予想を上回る利用者数となっております。

利用者の声につきましては、施設内にアンケート用のQRコードを置き、スマートフォンでの回答をいただいております。約1カ月で200件ほどの回答をいただきました。

アンケート結果では、来館者は山梨県内の町外の方が約6割、町内の方、静岡県、神奈川県の方がそれぞれ約1割となっております。

来館目的としては、和紙や農産物の購入、レストランの利用が多くみられます。

ご意見としましては、「とてもリラックスできた」「食事がおいしかった」等、施設利用について満足いただいている様子がうかがえました。

また、「イベントを開催してほしい」との要望もありましたので、指定管理者と連携し、集客が見込めるイベントの企画運営を計画しつつ、町内のほかの観光施設等とも協力する中で、交流人口の拡大を目指してまいります。

次に、ヘルシースパサンロードしもべの湯の令和6年度入館者数についてであります。

ヘルシースパサンロードしもべの湯につきまして、令和6年度の入館者数や利用者の声などについてご報告をいたします。

2年目となった令和6年4月1日から令和7年3月31日までの入館者数は、延べ12万435人で、月平均にしますと約1万人となり、前年度比で15%の増となりました。

また、町民の利用については、入浴のみが約22%増、ジムやスタジオを利用した方は約19%増となっており、延べ約4万4千人が利用しております。

施設内にあるレストランにつきましても、タニタカフェとコラボしたメニューや定食、麺類など種類も豊富で、ヘルシーでとてもおいしいと評判となっており、食事のみの利用も年間8千人を超える方においでいただいております。

利用者の声につきましては、館内にアンケート用紙を置き、選択方式の回答方法で、200名の方から回答をいただきました。

温泉やジムについては、ほぼ全員の方から「満足」または「どちらかといえば満足」と回答があり、利用者の満足度についても昨年度から継続して高い状況を維持しております。

今後も、スタジオメニューの充実やイベントを開催する中で、指定管理者と協力して町民の健康増進、交流人口の拡大を目標に掲げ、頑張りたいと思っております。

次に、令和7年度第1回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思います。

さて、本議会定例会には、報告第2号 専決処分の承認を求めることについてから、報告第6号 令和6年度身延町下水道事業会計継続費繰越計算書についてまでの報告5件、議案第48号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例についての条例の一部改正が1議案、議案第49号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第1号）から議案第54号 令和7年度身延町下水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算6議案を提案いたします。

提案いたしますいずれの議案につきましても、今議会定例会におきまして、ご議決・ご同意をいただけますようお願いを申し上げます。

議員の皆さまには慎重なご審議をいただくとともに、本定例会に際し、深いご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の行政報告および議案説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

町長の行政報告ならびに議案の説明を終わります。

日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例の一部を改正する条例）

日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度身延町一般会計補正予算（第9号））

日程第8 報告第5号 令和6年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第9 報告第6号 令和6年度身延町下水道事業会計繰越費繰越計算書について

以上の5議案は報告案件となりますので、一括して説明を続けて行います。

まずはじめに、報告第2号および報告第3号について、税務課所管となりますので、はじめに担当課長から内容説明を求めます。

伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤剛君）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについてを議案説明書によりご説明いたします。

議案説明書をご覧ください。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

専決を行いました条例は、身延町税条例の一部を改正する条例となります。

提案理由を申し上げます。

令和7年度税制改正の大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されることに伴い、身延町税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないので専決処分を行ったところであります。

続きまして、背景ですが、令和7年度税制改正において、「地方税法等の一部を改正する法律」が同年3月31日に公布され、上位法令の改正に伴い、身延町税条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

この改正は、全部で14の条文で改正され、大きく分けて5つの内容となっております。

1つ目は公示送達関係、2つ目は個人町民税関係、3つ目は軽自動車税関係、4つ目は固定資産税関係、5つ目はたばこ税関係に関わる改正となっております。

詳細な内容につきましては、議員全員協議会に提出しました資料および説明いたしました内容と変更はありませんので、ここでは省略させていただきます。

施行期日は原則、令和7年4月1日となりますが、条文により各々設定されるものがあります。また、附則にて経過措置が規定されています。

今回改正した対象条文などの内容については、具体的に改正した条文の箇所等につきましては、議案と一緒に送付してあります新旧対照表と併せて、ご確認をお願いいたします。

以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、議案説明書をご覧ください。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

対象となる条例は、身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例となります。

提案理由を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日から施行されることに伴い、身延町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないので専決処分を行いました。

背景としましては、令和7年度税制改正による関係法令の改正に伴い、身延町国民健康保険税条例の所要の改正が必要になったためであります。

内容としまして、①として身延町国民健康保険税条例第2条第2項及び同条第3項の課税限度額について、税負担の公平性の確保及び中間所得層の負担軽減を図る観点から、医療保険分を現行の「65万円」から「66万円」に引き上げ、後期高齢者支援金分を現行の「24万円」から「26万円」に引き上げる措置が講じられました。

なお、介護納付金分は据え置かれております。

続きまして、②同条例第23条第1項について、軽減判定所得の基準額の見直しが行われ、これまでの軽減判定所得の算定で5割軽減の基準額の現行の「29万5千円」を「30万5千円」に、2割軽減の基準額を現行の「54万5千円」を「56万円」にそれぞれ引き上げが行われ、所得が上がった場合でも軽減措置が受けられるように見直し措置が講じられました。

また、議案説明書中の表には、今回改正する対象条文改正の概要を掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

施行期日は令和7年4月1日となります。

条例の改正箇所については、議案と一緒に送付してあります新旧対照表に記載されておりますのでご確認ください。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（上田孝二君）

続きまして、報告第4号および報告第5号について、担当課長の説明を求めます。

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

報告第4号および報告第5号の2件につきまして、ご説明いたします。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

処分事項を申し上げます。

1 令和6年度身延町一般会計補正予算（第9号）であります。

専決処分書をご覧ください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分いたします。

専決処分の日は、令和7年3月27日であります。

処分事項は1 令和6年度身延町一般会計補正予算（第9号）であります。

専決処分の理由を申し上げます。

ふるさと応援基金への積み立てのため、補正予算の必要が生じたので専決処分をさせていただきました。

続きまして、報告第4号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第9号）について、概要書により説明をさせていただきます。

概要書をご覧ください。

報告第4号 令和6年度身延町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出予算

の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億3,085万3千円といたしました。

歳入予算について、補正額の理由についてご説明いたします。

18款1項1目一般寄附金200万円を増額いたしました。この寄附金は、兵庫県西宮市在住の長澤格様から2月27日に100万円を、また中央市在住の小林常孝様から3月7日に100万円を寄附していただいたものであります。

歳出について、補正額の理由についてご説明いたします。

13款1項18目ふるさと応援基金費を200万円増額いたします。

歳入予算を増額しました一般寄附金のふるさと応援基金への積立金であります。

以上で、報告第4号の内容説明とさせていただきます。

次に、報告第5号についてご説明いたします。

報告第5号 令和6年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告いたします。

令和6年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

内容を説明いたします。

2款1項総務管理費の西嶋和紙・和紙の里の活用推進事業565万8千円を繰り越しました。この繰り越しは、道路案内標識設置工事および工事監理業務案内看板改修工事等について、標準工期が確保できないため、令和7年度へ繰り越すものであります。

2款1項総務管理費、非課税世帯物価高騰対策臨時給付金事務費149万8千円を繰り越しました。この繰り越しは、令和6年度国の補正予算（第1号）により、令和6年度補正予算で予算化し、令和7年度へ繰り越すものであります。

2款1項総務管理費の非課税世帯物価高騰対策臨時給付金事業費4,015万円を繰り越しました。この繰り越しは、事務費と同じく、令和6年度国の補正予算（第1号）により、令和6年度補正予算で予算化し、令和7年度へ繰り越すものであります。

2款7項国土調査費の地籍調査事業3,288万2千円を繰り越しました。この繰り越しは、令和6年度国の補正予算（第1号）により、国および県に合わせ、令和6年度補正予算で予算化し、令和7年度へ繰り越すものであります。

調査対象箇所は、飯富第2、飯富第3、相又第4、岩欠第1調査区であります。

6款1項農業費の農業土木事業1,365万円を繰り越しました。この繰り越しは、山梨県営事業の繰り越しに合わせ、所要額を令和7年度へ繰り越すものであります。

8款2項道路橋梁費の道路橋梁新設改良事業660万円を繰り越しました。この繰り越しは、町道仙王線道路改良工事について、受注生産の資材の製作に不測の日数を要するため、令和7年度へ繰り越すものであります。

8款2項道路橋梁費の橋梁長寿命化事業138万1千円を繰り越しました。この繰り越しは、低濃度PCB廃棄物収集運搬処分業務委託において、処分場の受け入れに不測の日数を要するため、令和7年度へ繰り越すものであります。

なお、各事業の繰越額の財源内訳は記載のとおりでございます。

以上、報告第4号および報告第5号の説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

最後に、報告第6号について、担当課長の説明を求めます。

笠井上下水道課長。

○上下水道課長（笠井健一君）

報告第6号 令和6年度身延町下水道事業会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

地方公営企業法施行令第18条第2の第1項の規定により、令和6年度身延町下水道事業会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告いたします。

1款1項資本的支出費の社会資本総合整備事業1億250万8千円を繰り越しました。この繰り越しは、中富浄化センター改築工事に係る所要額を令和7年度へ繰り越すものであります。

令和6年度に実施した中富浄化センター電気設備改築工事は、年度内に工事完成を予定しておりましたが、昨年1月におきました能登半島地震等、社会的な要因が重なり、本工事で使用する資材が特注品、シーケンス・コントローラー盤、LCD監視制御装置で入手困難であり、工期内の納入・完成が見込めないため、翌年度へ逐次繰越するものです。

繰越額の合計は1億250万8千円で、翌年度逐次繰越に係る財源の内訳は、国県補助金5,125万4千円、企業債5,120万円、当年度損益勘定留保資金5万4千円であります。

以上で、報告第6号の内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の内容説明が終わりました。

日程第10 議案第48号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

それでは、端末の議案説明書をご覧ください。

議案第48号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について、議案説明書により説明いたします。

提案理由を申し上げます。

道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク開業に伴い、停留所を追加するため、身延町町営バス設置条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

概要ですが、道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの開業に伴い、道の駅にしじま和紙の里かみすきパークを町営バス古閑甲斐岩間駅線の停留所に追加するものです。

改正内容は、身延町町営バス設置条例第7条第2項中「道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク」を追加するものです。

施行期日は公布の日からです。

以上、議案第48号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について、概要説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第11 議案第49号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第50号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第51号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第52号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）

以上の4議案は、企業会計を除いた一般会計および特別会計の補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

議案第49号から議案第52号までの令和7年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

概要書をご覧ください。

議案第49号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,489万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億3,589万2千円といたします。

第2表 地方債の補正について、説明いたします。

第2表 地方債補正により、地方債の限度額を変更いたします。

過疎対策事業債は288万円を増額し、補正後の限度額を2億4,218万円といたします。

対象は、前橋橋梁修繕工事および西島洞門修繕工事とスクールバス運行業務であります。

緊急自然災害防止対策事業債は410万円を増額し、補正後の限度額を2,430万円といたします。対象は町道飯富市街波高島線道路維持工事であります。

緊急防災・減災事業債は1,160万円を増額し、補正後の限度額を4,150万円といたします。対象は可搬式消防ポンプ5台の購入であります。

歳入予算について、補正額の主な理由についてご説明します。

14款1項6目土木使用料、住宅使用料現年度分656万1千円を増額いたします。これは住宅管理事務費へ充当いたします。

15款2項2目民生費国庫補助金、低所得者支援および定額減税補足給付金（不足額給付）事務費補助金143万7千円、低所得者支援および定額減税補足給付金（不足額給付）事業費補助金4,201万5千円を増額いたします。これは、定額減税不足額給付金事務費と事業費へそれぞれ充当いたします。

15款2項4目土木費国庫補助金、道路メンテナンス事業費補助金158万円を減額いたします。これは橋梁長寿命化事業費の減額であります。

15款2項6目消防費国庫補助金、消防団設備整備費補助金1千円を減額いたします。これは消防車両等整備事業費の減額であります。

16款2項3目衛生費県補助金、猫不妊・去勢手術助成事業補助金14万円を計上いたします。これは環境衛生事業費、猫不妊・去勢手術費補助金へ充当いたします。

16款2項4目農林水産業費県補助金、やまなし新規就農アシスト事業費補助金12万円を

計上いたします。これは、農業振興事業費、やまなし新規就農アシスト事業費補助金へ充当いたします。

16款2項5目商工費県補助金、富士の国やまなし観光振興施設整備補助金488万9千円を計上いたします。これは、観光資源の魅力アップ事業、インバウンド対応、誘客看板リニューアル業務へ充当いたします。

19款2項1目介護保険特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金114万3千円を計上いたします。これは、国庫支出金等償還金、低所得者保険料軽減負担金返還金へ国・県分の85万7千円を充当いたします。

21款3項1目雑入、派遣職員給与費450万円を計上いたします。これは一般管理費、人件費へ充当いたします。

コミュニティ助成事業助成金480万円を計上いたします。企画事業費のコミュニティ助成事業補助金へ480万円を充当いたします。

22款町債1,858万円を増額いたしました。町債の補正額につきましては、第2表 地方債補正で説明いたしましたとおりでございます。

歳出予算について、補正額の主な理由についてご説明します。

なお、歳出補正予算の各科目における人件費の補正額は、令和7年4月1日付けの人事異動に伴う増減であるため、説明を省略させていただきます。

2款総務費、1項7目企画費、細目2企画事業費480万円を計上いたします。これはコミュニティ助成事業補助金で、対象は仲町区と下大島区であります。

12目デジタル田園都市国家構想事業費、細目3観光資源の魅力アップ事業978万円を計上いたします。これは、インバウンド対応誘客看板リニューアル業務委託料であります。

13目低所得者支援及び定額減税補足給付金費、細目9定額減税不足額給付金事務費143万7千円を増額いたします。

細目10定額減税不足額給付金事業費4,201万5千円を増額いたします。これは、定額減税の補足給付金であります。

2項2目賦課徴収費、細目3徴収事務費478万5千円を増額いたします。これは、公金収納システム改修業務委託料であります。

3款民生費、1項2目国民健康保険費66万4千円を減額いたします。これは国民健康保険特別会計への繰出金であります。

5目介護保険費、細目1介護保険特別会計繰出金38万7千円を増額いたします。

細目3国庫支出金等償還金85万7千円を計上いたします。これは、低所得者保険料軽減負担金の返還金であります。

6目後期高齢者医療費44万2千円を増額いたします。これは、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

4款衛生費、1項2目予防費973万4千円を減額いたします。これは地域医療連携推進法人への負担金であります。新たに医療整備を目的とした予算科目として、6目医療整備費を設けましたので、そちらへ移動いたします。

4目環境衛生費30万8千円を増額いたします。

細目2環境衛生事業費28万円の計上は、猫不妊・去勢手術費補助金であります。

6目医療整備費3,187万6千円を計上いたします。これは新たに設けた科目であります。

細目1 医療整備事務費に人件費2, 125万円を計上し、細目2 医療整備事業費に地域医療連携推進法人負担金1, 062万6千円を計上いたします。

3項1 目水道総務費、細目2 水道事業公営企業会計繰出金180万8千円を減額いたします。

6款農林水産業費、1項3 目農業振興費367万1千円を増額いたします。

細目2 農業振興事業費、委託料319万円は、地域おこし協力隊募集業務委託料で、負担金補助及び交付金48万1千円は、本栖湖レイクトラウト対策事業費補助金と、やまなし新規就農アシスト事業補助金であります。

7款商工費、2項1 目観光費590万8千円を減額いたします。

細目6 本栖湖公衆トイレ管理費129万8千円を増額は、ブローポンプ交換修繕費であります。

細目12 本栖湖いこいの森キャンプ場管理費68万円の増額は、トイレの修繕費であります。

8款土木費、6項1 目下水道総務費、細目1 下水道事業公営企業会計繰出金242万2千円を増額いたします。

9款消防費、1項1 目非常備消防費、細目3 消防団施設管理費36万7千円を増額いたします。これは、身延第4分団第5部の消防詰所新築工事確認申請業務委託料であります。

10款教育費、4項2 目公民館費412万2千円を増額いたします。

細目1 公民館運営事業費、負担金補助及び交付金26万9千円の補正は、下山荒町集落公民館整備費補助金であります。

13款諸支出金、1項6 目中富地域町営住宅建設基金費2千円の増額と13 目まちづくり振興基金費2万4千円の増額につきましては、それぞれ基金への積立金であります。

続きまして、議案第50号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明いたします。

議案第50号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1, 345万8千円といたします。

なお、歳入歳出予算の人件費に係る補正額は、令和7年4月1日付け人事異動に伴う増減であるため、説明を省略させていただきます。

歳入予算につきまして、補正額の主な理由についてご説明いたします。

4款国庫支出金、1項2 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金2万8千円を増額いたします。

歳出予算につきまして、補正額の主な理由についてご説明いたします。

1款総務費、1項1 目細目1 一般管理費の需要額2万8千円は、マイナ保険証利用啓発パンフレットの印刷製本費であります。

続きまして、議案第51号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明させていただきます。

議案第51号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1, 948万円といたします。

歳入予算につきまして、補正額の理由についてご説明いたします。

3款繰入金、1項2 目事務費繰入金44万2千円を増額いたします。

歳出予算につきまして、補正額の理由についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4 4 万 2 千円を増額いたします。これは被保険者資格確認書等の郵送料であります。

続きまして、議案第 5 2 号 令和 7 年度身延町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明いたします。

議案第 5 2 号 令和 7 年度身延町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2, 3 9 5 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 億 7, 1 8 2 万 4 千円といたします。

なお、歳入歳出予算の人件費に係る補正額は、令和 7 年 4 月 1 日付け人事異動に伴う増減であるため、説明を省略させていただきます。

歳入予算につきまして、補正額の主な理由についてご説明いたします。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 億 2, 1 9 4 万 3 千円を増額いたします。

歳出予算につきまして、補正額の主な理由についてご説明いたします。

5 款諸支出金、1 項 3 目国庫支出金等償還金 1 億 2, 1 9 4 万 3 千円を計上いたします。

償還金、利子及び割引料 1 億 2, 0 8 0 万円は、介護給付費負担金還付金と地域支援事業交付金還付金であります。

繰出金 1 1 4 万 3 千円は、低所得者保険料軽減負担金返還金であります。

以上で、議案第 4 9 号から議案第 5 2 号までの内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしく願います。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第 1 5 議案第 5 3 号 令和 7 年度身延町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 6 議案第 5 4 号 令和 7 年度身延町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

以上の 2 議案は、企業会計の事業会計の補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

笠井上下水道課長。

○上下水道課長（笠井健一君）

議案第 5 3 号 令和 7 年度身延町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、内容を説明させていただきます。

3 ページをご覧ください。

第 2 条、令和 7 年度身延町水道事業会計予算、第 3 条に定めた収益的収入の予定額を第 1 款水道事業収益 1 8 0 万 8 千円を減額し、6 億 1, 1 2 8 万円に補正するものです。

第 2 項営業外収益の詳細につきましては、他会計補助金、基準外維持費繰入金の見込みが下回ったことにより、1 8 0 万 8 千円を減額するものです。

次に、収益的支出の予定額を第 1 款水道事業費用 1 8 0 万 8 千円を減額し、6 億 1, 1 2 7 万 7 千円に補正するものです。

8 ページをご覧ください。

第 1 項営業費用の詳細につきましては、山梨県峡南建設事務所身延支所が発注している県道身延線電線共同溝工事に伴う水道管移設のため、工事請負費を 2 7 7 万 2 千円増額するもの。

また、人事異動により職員の給料、手当、法定福利費を４７０万円減額するもの。また、組織改正により、業務用携帯電話増台のための通信運搬費を１２万円増額するものです。

３ページにお戻りください。

次に、第３条、令和７年度身延町水道事業会計予算、第４条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億３，４５４万２千円を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億３，８９９万５千円に、当年度分損益勘定留保資金１億３，４５４万２千円を当年度分損益勘定留保資金１億３，８９９万５千円に改め、資本的支出の予定額を第１款資本的支出４４５万３千円に増額し、３億２，４０６万４千円に補正するものです。

９ページをご覧ください。

第１項建設改良費の詳細につきましては、人事異動による職員の給料、手当、法定福利費を４４５万３千円増額するものです。

３ページにお戻りください。

次に第４条、予算、第８条で定めた職員給与費の８，１２９万４千円を５８万７千円減額し、８，０７０万７千円に改めます。

以上で、議案第５３号の内容説明を終わります。

引き続きまして、議案第５４号 令和７年度身延町下水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、内容を説明させていただきます。

３ページをご覧ください。

第２条、令和７年度身延町下水道事業会計予算、第３条に定めた収益的収入の予定額を第１款下水道事業収益２４２万２千円増額し、５億２７９万５千円に補正するものです。

第２項営業外収益の詳細につきましては、他会計補助金、基準外繰入金、人事異動に伴う職員給与費２４２万２千円を増額するものです。

次に、収益的支出の予定額を第１款下水道事業費用２４２万２千円増額し、４億９，８２７万８千円に補正するものです。

第１項営業費用の詳細につきましては、人事異動により職員給与費を２４２万２千円増額するものです。

次に、第３条、令和７年度身延町下水道事業会計予算、第４条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億２，７０３万８千円を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億２，６９５万５千円に、当年度分損益勘定留保資金１億２，１００万５千円を当年度分損益勘定留保資金１億２，０９２万２千円に改め、資本的収入の予定額を第１款資本的収入８万３千円増額し、７，６４７万６千円に補正するものです。

第１項企業債の詳細につきましては、社会資本整備総合交付金の減額および財源組み替えにより１２０万円増額するものです。

第４項負担金等の詳細につきましては、中富浄化センターし尿受入検討業務に関わる負担金２１５万９千円を増額するものです。

第５項補助金の詳細につきましては、社会資本整備総合交付金の交付金内示額３２７万６千円の減額により減額するものです。

第４条、予算、第５条で定めた下水道事業債の限度額３，０４０万円を１２０万円増額し、３，１６０万円に改めます。

第５条、予算、第８条で定めた職員給与費の２，０８３万円を２１８万２千円増額し、２，

301万2千円に改めます。

以上で、議案第54号の内容説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時20分とします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

なお、報道機関から写真撮影の申し出がありましたので、身延町議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可しました。

それでは、これから質疑を行います。

質疑について、同種類の議案については、その都度、同意を求めて一括して質疑を行いたいと思います。

一括質疑となった場合には、ご発言の際に、質疑をしたい議案番号と質疑の内容説明をお願いいたします。

なお、常任委員会への付託については、定例会資料6ページの付託議案表のとおり、常任委員会へ付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみに留めてください。

また、定例会資料7ページの議案については、委員会付託を省略の予定となっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、質疑に入ります。

はじめに、報告第2号から報告第6号までの5案件については、報告案件のため一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第6号までの5案件については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

限られた予算でという言葉が常に付きまとう町政ですけれども、この報告第4号において、ふるさと納税をふるさと応援基金に振り分けたということですから、ふるさと納税制度を活用する自治体が増加し、競争が激化しています。

身延町の昨年度のふるさと納税受入額と件数について、過去数年との推移を踏まえ、現状の評価をどのように行っているのか。また、その評価から返礼品の魅力向上や広報戦略の観点から、今後の改善点、新たな取り組みがありましたら、ご回答をお願いしたいということと、それから……。

○議長（上田孝二君）

山下君、今の質疑は、ふるさと納税に関してですか。

○5番議員（山下利彦君）

そうです。

○議長（上田孝二君）

報告第2号から報告第6号の間には、それはないので。

よろしいですか。

（はい。の声）

それでは、ほかに質疑がありましたらお願いします。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号から報告第6号までの質疑を終わります。

なお、報告第2号から報告第6号までについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでありますので、これで終結とします。

次に、議案第49号から議案第52号までの4議案については、企業会計を除く一般会計および特別会計の補正予算案のため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第52号までの4議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第49号から議案第52号までの質疑を終わります。

次に、議案第53号および議案第54号の2議案については、公営企業会計の補正予算案のため、一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第53号および議案第54号の2議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第53号および議案第54号までの質疑を終わります。

次に、請願第1号についてですが、請願については質疑を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第1号については質疑を省略します。

それでは、お諮りします。

定例会資料6ページの委員会付託議案表のとおり、議案第49号から議案第54号の計6議案および請願第1号については、常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり、常任委員会に付託します。

お諮りします。

定例会資料7ページの委員会付託省略議案表のとおり、報告第2号から報告第6号まで、議案第48号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり、常任委員会への付託を省略します。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日は、これをもちまして本会議を散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(中山耕史君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前10時27分

令和 7 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 0 日

令和7年第2回身延町議会定例会（2日目）

令和7年6月10日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告
日程第2 一般質問
日程第3 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。（14人）

1番	市川 司	2番	遠藤 公久
3番	深山 光信	4番	佐野 昇
5番	山下 利彦	6番	佐野 知世
7番	伊藤 雄波	8番	望月 悟良
9番	広島 法明	10番	野島 俊博
11番	田中 一泰	12番	渡辺 文子
13番	伊藤 達美	14番	上田 孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副町長	遠藤 基
教 育	長	馬場 泰	総務課長	深沢 泉
会 計 管 理 者		笠井 和美	企画政策課長	高野 修
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	幡野 弘
税 務 課 長		伊藤 剛	町 民 課 長	曾谷 英輝
福 祉 保 健 課 長		松田 宜親	観 光 課 長	青嶋 浩二
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	若狭 秀樹
建 設 課 長		佐野 彰	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環境課長・上下水道課長		笠井 健一	身 延 支 所 長	加藤 千登勢
下 部 支 所 長		望月 融	施 設 整 備 課 長	佐野 美秀
学 校 教 育 課 長		望月 俊也	生 涯 学 習 課 長	石部 直樹

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 中山 耕史
録 音 係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中山耕史君）

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

ただいまより、一般質問通告用紙に従って質問を行います。

なお、質問の内容に一部重複している部分がございますが、それらについては割愛させていただく場合がございますので、あらかじめご承知おきをいただきたいと思います。

よろしくどうぞお願いをいたします。

それでは、まず大項目1番目であります。公営企業会計移行に伴う上下水道事業の現状と将来についてであります。

小項目①、令和6年4月1日から上下水道事業は公営企業法全部適用によりまして公営企業会計に移行したわけでございます。それから1年が経過をいたしました。公営企業会計への移行によりまして、他の類似の公営企業との比較が可能となりました。経営成績でありますとか、財政状態をより正確に評価、判断することができるようになったわけでございます。

それを踏まえて、令和6年度の決算の結果を踏まえて、本町の上下水道事業の現状と問題点をどのように把握、分析をされているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

笠井上下水道課長。

○上下水道課長（笠井健一君）

お答えします。

公営企業会計の決算は、年度終了後2カ月以内に決算書類および決算付属書類を、地方公共

団体の長に提出することが求められております。

ご質問の現状と問題点といたしまして、水道の整備は、合併以前より、旧町ごとに同時期に建設・整備が行われた結果、古い施設が多数存在するため、施設の経年劣化対策のための更新が喫緊の課題と考えられます。

下水道の整備につきましても、水道と比較すると近年によるものですが、事業の認可を受けてから30年近く経過している施設もあります。

上下水道とも将来にわたり老朽施設の更新および維持管理は避けて通れない問題であります。計画的更新を実現するには、相応の費用と時間を要することも明白でございます。

人口減少による料金収入の減少、また、施設の老朽化などによる維持管理に係る経費の増加などにつきましても、経営環境は厳しさを増していくものと考えられます。

令和6年度に公営企業会計に移行して初めての決算となります。決算審査などの審査の結果を踏まえ、今後も上下水道事業の現状および問題点につきまして、分析していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

小項目②の質問につきましては、ただいま上下水道課長答弁の内容と関連性がございましたので、今回は小項目②の質問は割愛をさせていただきます。

引き続きまして、小項目③の質問に移ります。

公営企業法が適用される上下水道事業については、独立採算が原則でございます。収支不足分が毎年度、発生をしております。一般会計からの繰出金により補填をしておりますことは、ご存じのとおりでございます。

繰出金につきましては、国が定めた基準に基づいて予算化をされているかと思いますが、その繰出基準の内容についてお伺いするとともに、本町の令和7年度予算における基準内および基準外繰出金の具体的な数字についてお伺いすると同時に、基準外繰出金における維持管理費などの今後の動向について、併せてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

笠井上下水道課長。

○上下水道課長（笠井健一君）

お答えします。

水道事業におきまして、基準内繰出金が区域拡張事業、新設事業等これまでに行われた建設改良費の財源として借り入れた地方債の元利償還金の元金が1億2,312万3千円、利息が1,466万4千円となります。基準外繰出金が、使用料収入で賄うことのできない地方債の元利償還金や職員給与分を含んだ維持管理費の不足分2億2,504万1千円となります。

下水道事業の繰出基準については、「雨水処理に要する経費」として57万8千円、「分流式下水道等に要する経費」として1億4,859万8千円、「地方公営企業法の適用に要する経費」として417万1千円、「地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費」として12万円の4つを合わせた1億5,346万7千円が基準内繰出金となります。また、基準外繰出金については、使用料収入で賄うことのできない維持管理費の不足分6,645万1千円となります。

ご質問の基準外繰出金における維持管理費の今後の動向につきましては、人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、経営環境は厳しさを増していくものと想定されます。

上下水道とも将来にわたり老朽化している施設の更新および維持管理は避けて通れない問題であります。しかしながら、計画的更新を実現するには、相応の費用と時間を要することも明白であります。

今後は、町の負担を軽減できるよう、国・県の動向を注視し、あらゆる補助事業を活用していきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

小項目④の質問であります。かかる繰出金につきましては、経常的経費として毎年支出される経費でございます。財政の硬直化に結びつく懸念がございます。そうであれば、少しでも繰出金を減らすための努力をすべきであります。このためには、上下水道事業公営企業会計における固定費である維持管理費を少しでも減らす努力とともに、使用料金が適正であるかどうかも含めて検討すべきだと私は考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

笠井上下水道課長。

○上下水道課長（笠井健一君）

お答えします。

先ほどの答弁でもお答えしましたが、令和7年度上下水道事業会計予算における不足分につきまして、基準外繰出金として、水道事業におきましては2億2,504万1千円、下水道事業におきましては6,645万1千円を一般会計から負担していただいております。本来であれば、事業に要する経費は使用料収入をもって充てるものとされております。

一般会計からの繰入を少しでも減らすため、現在の上下水道事業を取り巻く環境を総合的に分析した中長期的な視点に立った、令和7年度に上下水道事業それぞれで、改定を予定しております「経営戦略」に基づいた取り組みや、あらゆる補助事業を活用できるよう、国・県の動向を注視してまいりたいと思います。

また、令和6年4月よりこれまで、水道および下水道、それぞれに設置されておりました審議会を、水道事業および下水道事業の一体的かつ円滑な運営を図るため、身延町上下水道審議会条例を制定し身延町上下水道審議会を設置いたしました。

今後は、上下水道料金につきましても委員の皆さまから意見をいただきながら、現在の料金水準が上下水道を維持するために十分か審議していただき、慎重に進めていくことが大事であると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

続きまして、大項目2番、一般会計から特別会計への繰出金支出の適正化について、質問を

いたします。

小項目①でございます。令和7年度当初予算において、一般会計のほか、17の特別会計がございます。このうち、主要な3つの社会保障分野に関連する特別会計および2つの公営企業会計に対して、令和5年度決算額においては12億8,457万円の繰出金が支出をされております。一般会計全体に占めるその比率は、歳出額の約9.8%でございます。

町では、法律に基づいて設置している国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険特別会計の社会保障分野における3つの特別会計に対して、一般会計から前述をしたとおり繰出金を支出をしているわけですが、これら3つの会計は、被保険者からの保険料でありますとか法律などの定めによる国や県、町の一定割合の公費負担などを主な財源としているわけがあります。そして、これら繰出金は、毎年支出される経費であることから、少しでもこれら経費を減らすために繰出金の削減に、私は努めるべきであると考えております。

社会保障分野における特別会計では、医療費でありますとか介護給付費を少しでも少なくすることが、被保険者が負担する保険料の減少でありますとか、一般会計からの繰出金の減少につながるかと思えます。このための対応策をどのように実施されているのか、担当課長にお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

曾谷町民課長。

○町民課長（曾谷英輝君）

私からは、ご質問のうち国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計についてお答えいたします。

まず、両会計への繰出金は、いずれも法令に則った繰出金であります。

国保会計への繰出の内訳は、低所得者への保険税軽減分を国・県・町で補う保険基盤安定繰出金、事業に従事する職員給与が主な事務費繰出金、保険税軽減世帯や高齢者の割合が多い保険者に伴い、地方交付税で措置される国保財政安定化支援事業繰出金、さらに特定健診町負担分、出産育児一時金などで構成されております。

後期高齢者医療特別会計への繰出金の内訳は、療養費のうち町負担分の12分の1に相当する療養費繰出金、事務従事する職員給与や広域連合への負担金等の一般管理費、健診等の保健事業に相当する事務費繰出金、低所得者への保険料軽減分を国・県・町で補う保険基盤安定繰出金となります。

両会計とも療養費等を減らす努力といたしましては、住民健診受診の勧奨、生活習慣病予防事業、ジェネリック医薬品の使用促進などを行っておりますが、被保険者の皆さまがご自愛され、健康寿命を延ばすことが療養費削減となり、ひいては保険会計の縮減、被保険者の保険税・保険料の減額へつながると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

それでは、介護保険特別会計について担当課長から答弁をお願いします。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

私からは、介護保険特別会計について回答いたします。

介護保険特別会計への繰出金につきましても、法に則った繰出金でございます。

介護保険特別会計への繰出の内訳は、事業に要する事務費に関する事務費繰出金、事業に従事する職員給与等が主な職員給与費等繰出金、低所得者への保険料軽減分を国、県、町で補う低所得者保険料軽減繰出金、町負担分が25％になります。介護給付費を国、県、町、診療報酬支払基金、介護保険料で負担する介護給付費繰出金、町負担分は12.5％になります。地域支援事業を国、県、町、診療報酬支払基金、介護保険料で負担する地域支援事業繰出金、包括的支援事業については19.25％を町が負担、介護予防日常生活支援総合事業については12.5％を町が負担となっております。

次に、介護給付費適正化についてお答えいたします。

例を申し上げますと、国保連合会等の機関と協力いたしまして、「資格確認」「請求内容確認」など、無駄な給付費削減のための取り組みを実施しております。

また、「一般介護予防事業」における「いきいき百歳体操」の継続実施に加えまして、令和6年度からは認知症予防のための自主団体であります「健康麻雀」への参加呼びかけなど、新たな取り組みを実施し、要介護状態となる高齢者を少しでも減らすよう努めております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

引き続きまして、大項目3、負担金などの支出の適正化についてお尋ねをいたします。

地方自治法において、負担金補助及び交付金につきましては、地方公共団体が公益上必要と認める場合に限り、町民、団体等に支出することが可能でございます。

当然、負担金等は、町の政策目標を効果的かつ効率的に達成するための一つの手段であることは、当然の内容でございます。

一方で、その支出は、やはりどうしても長期化、固定化する傾向にあるかと思えます。限られた財源の中で、時代の変化に応じた新たな政策に対して効果的に負担金等を支出するためには、やはり既存の負担金等の見直しを含め、やはり透明性・公平性を確保した明確な支出に際しての基準が必要であるのではないかと考えるものであります。

そのためにも、私は一定程度の基本的な考え方、指針等を事前に策定をしておいて、それに当てはめていく必要があるのではないかと考えるものでございますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

議員のご質問のとおり、時代の変化に応じた事業の見直しを進め、施策を着実に成果へとつなげていくことは重要であり、限られた財源の中、行財政運営を効率的に推進していかなければなりません。

令和7年度の当初予算編成会議におきましても、事業内容や執行方法の改善を図るため、スクラップ・アンド・ビルドおよびゼロベース思考に立った見直しを行うなどを、基本的な考え方の一つとして示しており、負担金等につきましても、必要な改善を図っていくものと考えております。

また、総務省は今後生じる人口構造の変動やインフラ老朽化等への対応として、自治体の広域連携を推進しており、広域連携による新たな組織発足により負担金等は、多様化するものと推測しております。

このような視点からも、当初予算編成会議資料に指針を示し、今後も効率的な行財政運営に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

引き続きまして、大項目4番でございます。垣根を越えた地域公共交通の効率的な運用について、お尋ねをいたします。

本町において、町が主体的に関わる地域公共交通を守る取り組みでございますが、これは主に「町営バス」あるいは「乗合タクシー」によって進められていることは、皆さんご存じのとおりでございます。

しかしながら、それ以外にも、公共交通には含まれませんが、町などが予算化をし、一部共通する運行形態を持つ「スクールバス」でありますとか「町有バス」、あるいは「社会福祉協議会福祉バス」等がございます。

今回は、私は上記の中に、あえて含めて物事を考えてみたいと思います。

現在のバスの運行につきましては、先ほど申したとおり、交通防災課は乗合タクシー、町営バス、町有バス、それから教育委員会はスクールバス、社会福祉協議会は福祉バスの3部署が個別に運行計画を作成し、それぞれの法令等に則ってバス運行事業を実施しております。

財源には県の補助金でありますとか、地方債の発行、町の一般財源でありますとか、乗客の利用料金などを充てておるかと思っております。

法令、そして予算等がそれぞれ異なることから、一部を除き、利用者は指定された人たちに限定をされております。したがって、相互利用でありますとか共同運行は、それぞれのバス路線が難しく、なおかつ運行路線が重複している場合も少なくないのではないかと推察をするものであります。

今後、縮小社会がさらに進むことは明々白々でありまして、それにもかかわらず、10数年前と同じ発想で事業を進めることは、事業の持続性が保障されないのではないかと疑念を抱くものであります。

予算も縮小することを考えると、やはり私は既存事業を根本的に見直して、現状に適合した事業の創出に努めるべきであると常々考えております。打開策は、私は必ずあるかと思っております。岩盤規制、道路運送法等でございますけれども、あれば、これは安倍元総理大臣が強く言ったように、国家戦略特区の採用を考慮しても、私は良いのではないかと考えるわけであります。

そして、担当部署が異なるバス運行事業、町営バス、乗合タクシー、町有バス、スクールバス、福祉バス等々でございますが、これらは相互に利用し、共同運行を行うために横断的に一

括して管理・運用することができれば、これは利用者にとっても利便性が高くなり、車両や運転手の有効活用も図られるのではないかと思います。そして、経費の縮減にも、当然、貢献をするかと思います。

私は、最初から縦系の事業であるがゆえに不可能だとは、これは考えてはいけないだろうと思います。横系でいろんなことを考える中で、いろんな方策を探求しながら、地域公共交通をより住民目線に近い運行形態に、私は改めるべきであると常々考えております。当局の見解をまずもってお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

町では、平成20年5月に身延町地域公共交通活性化協議会を設置し、できる限り利用者の要望に応えながら公共交通事業を行ってきました。

しかし、今後、少子高齢化、人口減少が進むと、今実施しております公共交通が成り立たなくなると思われます。

公共交通網の再編については、どの自治体でも課題であり、先月、次世代モビリティ等を活用し、交通弱者にも配慮した新たな公共交通網の構築に向けた研究を行うため、山梨県が事務局となり、山梨県公共交通網再編研究会が設置されました。

議員のおっしゃるように、町内のバス関係の相互利用、共同運行などの検討が必要と考えますが、どのような手段がいいのか、課題は何かを洗い出し、他の自治体と課題の共有を行う中で、持続可能な公共交通サービスが提供できるよう調査研究をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

大項目4、小項目②の質問に移りますが、私もいろいろそれぞれの自治体の公共交通について若干調べてみましたが、そういう中で、すでに自治体としてバス等運行事業を一括して横断的に実施をしている鳥取県伯耆町の伯耆町型バス事業でありますとか、あるいは京丹後市の公共ライドシェア、30日間の実証運行等々があることは、皆さんも承知をしているかと思います。

身延町と比較をして、これら自治体の面積でありますとか自然条件、あるいは人口の集積度などが異なるとはいえ、やはり私はこういう先進的な事業というものは、常に情報収集をする中で、実証実験として取り組むことが可能であれば、私はどんどん予算化をして前に進めていく必要があろうかと思います。

ただ単に、あそこでは何をやっている、これをやっているということではなくして、実際、自分たちでやってみたらどうだというふうに、参考例として挙げた次第であります。

そうであれば、やはり地域公共交通のあり方について、私は前もって、できるだけ取り組みを前向きにすることで、町として具体的に調査・研究をすべきであると考えるわけでございますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

先ほども答弁いたしました、今後、少子高齢化が進み、現状の公共交通網では成り立たなくなることも考えられますので、様々な取り組みをしている他の自治体を参考にしながら、検討をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

次に、最後の大項目5であります。飯富病院の統合に向けての諸問題、まず小項目①の質問でございます。

地域医療連携推進法人みなみやまなしは、昨年8月に「峡南南部地域における医療再編調査検討業務」を専門家に委託し、調査を実施したわけであり、本年2月に最終報告が提出されました。

その内容については、皆さんすでにご承知だと思いますが、一応ここで再度、確認の意味で復唱したいと思います。1番としては、経営統合の目標時期を2027年4月とする。それから3町（身延町、早川町、南部町）で構成する一部事務組合を設置して、指定管理者制度を導入する。これは公設民営だと思います。それから、入院医療体制を強化するために、医師・看護師などの医療職を身延山病院に集約をする。それから、4番目といたしましては、飯富病院は病床数を圧縮し診療所に移行する。そして、介護老人保健施設でありますとか訪問看護、それから居宅介護等は現状維持を目指すというものであったかと思えます。

当然、この調査はあくまでも調査でございまして、これら最終報告書を参考にして、関係自治体がこれらを基にして協議をして、病院職員でありますとか町民等々、関係者から意見を聴取した上で、最終的な考え方を決めていくであろうことは言うまでもございせん。

したがって、当面、かかる報告書の内容で、地域医療のあり方も含めて議論を進めていくものと考えておりますが、私はやはり、なかなかこれは難しい問題でございまして、この報告書の問題提起の内容以外の方法でもって、解決策を見つけるというのは、なかなか容易ではないだろうと思えます。

したがって、私はこの方向性を認めざるを得ない、認めるものであります。しかしながら、私はその前提として、やはり病院職員でありますとか、地域住民との話し合いをより丁寧に実施し、お互いが一定の共通認識を持った上で推進をしていくことが極めて重要であると考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

今後、コンサルタントがまとめた報告書の方向性をベースにして、改めて地域医療連携推進法人みなみやまなしの関係者間で検討し内容を詰めてまいります。その検討結果につきまして

は、病院職員や地域住民の皆さまのご理解を得るべく説明等を適宜行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

先ほども申したとおり、病院関係職員、住民等とのコミュニケーション、意見集約、これはスケジュールを早めにつくっていただいて、積極的に行っていただくようお願いを申し上げます。

次に、小項目②の質問でございます。病院の経営統合に伴う問題点について、お伺いをいたします。

2つの病院と、これら2つの病院というのは身延山病院と飯富病院であります。それから2つの診療所、これは南部の診療所が2つでございます。統合するという、コンサルタントの調査結果でございますけれども、そういう方向性でということでございますが、これはある意味では現状を変革し、新たな地域医療の医療体制を作り上げることになる。これがやはり人口減少の中での一つの対応策であると理解をいたします。

このための、そして再建策の中でやはり一番大きな問題になるのは、支出の約3割から4割を占めるであろう人件費の削減ではないかと思えます。この人件費の削減、避けて通れない大きな問題でございます。報告書によりますと、統合に際しては、指定管理者制度を導入するというのを提案しております。病院施設等は3町で新たに設立をする一部事務組合が所有し、病院の運営については民間の団体等が、医療法人等でございますが、担うことになるのではないかと考えております。先ほど述べたとおり公設民営でございます。

そういう提案でございますが、当然、管理者は民間団体を想定しているかと思えます。そこで、管理者を公募したときに、応募する医療法人等が出てこなければ、問題の解決には至らないわけでございます。公募してから、これら民間の団体等と接触するのは遅いだろうと思えます。すでに想定している指定管理者等々と折衝等が進められているかと思えますが、もし、その範囲内で状況等についてお答えができるようであれば、その内容、状況等についてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

議員さんおっしゃるとおり、お答えできる範囲でお答えをさせていただきます。

現在の想定では、まず公募によりまして指定管理候補者を選定いたしまして、指定管理者となることを前提として医療再編の具体的な取り組みに早い段階から関わりを持ってもらうことが必要だと考えております。そのことによって、目標である令和9年4月の医療再編と、その後の管理運営の円滑化に資することができるからです。

この方法は、4月18日にオープンしました道の駅にしじま和紙の里の指定管理者選定と同じ方法で、まず候補者を決めて、候補者に計画に入ってもらって指定管理をしてもらうというやり方であります。

議員のご指摘のとおり応募者ゼロという可能性もあり得るところ、あくまでも公募手続きを

経て候補者を選定してまいりますけれども、幸いなことに、現在応募について検討していただいている事業者があるということは、お答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、町長の答弁の内容でございますが、状況が分かりました。非常に繊細で難しい問題でございますけれども、これはやはり乗り越えなければ、身延町にとって、非常に財政的に見ても厳しい結果をもたらすこととなりますので、一時的にせよ非常に大きな問題になるかと思えますけれども、ぜひとも積極的な対応策を講じていただいて進めていただきたいと思います。

最後の質問になります。大項目5の小項目③の質問でございます。

第2の問題は、やはり私は組織ではないかと思えます。これは一步前に出て、私、問題提起から質問をしているわけでございますけれども、現状では町内にある2つの病院の組織というものが異なります。1つは公益財団法人でございます、これは民間の団体でございます。もう1つは一部事務組合で、これは特別地方公共団体、地方自治法で規定をされております。

もし、民間団体が指定管理者となった場合でございます。当然、そういう可能性が高いわけでございますが、全ての病院の職員はその民間団体に転籍することになるかと思えます。身分と待遇もその団体の規定が適用されることは言うまでもございませぬ。民間から民間に、そして民間から民間に転籍をする病院、これは想定できるかと思えます。皆さん方、どこの病院かということはお分かりになるかと思えますが、これ自体は特に問題はないだろうと思えます。

しかしながら、問題は、一部事務組合の職員が民間へ転職、転籍する場合は、一般的に給料、退職金、年金の制度が異なるわけでありませぬ。

組合立病院、一部事務組合病院の職員は、現在、地方公務員法が適用されまして、地方公務員としての身分・待遇、給料、退職金、年金、町職員共済組合等への加入等も含めて地方公務員としての身分・待遇が保障をされておるわけでございます。当然、役場職員と同じ、身分が保障をされているということでございませぬ。そして、これは一部事務組合の条例においても規定をされていることは、皆さんご存じのとおりでございます。

しかしながら、民間に転職をした場合、公設民営というような形でもって、前職と同じ、一部事務組合の職員の身分や待遇は、必ずしも保障されないのではないかと推察いたします。

このため、組合立病院の職員が、一部事務組合の職員、特別地方公共団体の職員が民間へ転職をすることを承諾するかどうか、私はこれが再建に向けての極めて大きな課題、問題だろうと思えます。このためには、私はできるだけ早急に、病院職員との個々の協議が必要であろうと思えますし、管理者はその推進に向けて懇切丁寧な説明を職員に対して行うべきであると考えらるものであります。

そのような協議を今後、まずもって具体的にどういう形でということの答弁はなかなか難しゅうございませぬが、どのような形でまずもって進めていくのか、基本的な考え方になろうかと思えます。

そして、もし当然そうなりますと、そういうふうになってほしいと私も考えておりますけれども、基本的に民間への転職に合意が得られたといたしましても、その待遇に差異があった場合、その差異をどのように解消をしていくのか。これは非常に難しい問題であると同時に、県

内の市立病院でもそういう前例があることは事実でございますけれども、その差異をどのように解消していくのか、併せて伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、飯富病院、身延山病院、南部町の診療所の職員はいったん退職をいたします。本人の希望によりまして、改めて指定管理者の職員として雇用契約を結ぶこととなります。

指定管理者の職員となることを承諾するかどうかの職員の意向確認ですけれども、給料等を含む雇用条件を示す必要があり、この雇用条件ですけれども、実際に指定管理者が選定され、そことの協議がなされなければ、待遇の差異があった場合の対策も含めて具体的に示すことはできません。現在の想定では、まずは3町を構成員とする一部事務組合を設立し、本年度中に指定管理候補者を選定した上で、雇用条件等について十分詰めた上で、職員に対しては個別の面接等を通じて指定管理者との雇用契約について意向確認をしてまいりたいと考えております。

また、それ以外の職員についても、責任を持って斡旋行為等もしていかなければならないと私は考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今の町長の答弁、最終的に指定管理者が決まらなければ前へ進むことがなかなか難しいという返答でありましたけれども、そういう中でも町がどうすべきか、今この中で述べていただきました。ぜひとも懇切丁寧に職員とのコミュニケーションを取る中で、やはりそれぞれの職員が納得する形で前に進めていただくよう、転職、転籍ができるようにしていただくようお願いをいたしまして、私の本日の質問、大項目5項目でございます、これにて終了をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時といたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前10時00分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

次は通告2番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇してください。

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

本日は、大項目5題、13質問を予定しております。

まずはじめに、蛍光灯2027年問題と公共施設への対応について伺います。

2023年11月「水銀に関する水俣条約第5回締結会議」において、一般照明の蛍光ランプの製造・輸出入が2027年末までに廃止することが決定されました。すでに使用している製品の継続使用および廃止日までに製造された在庫品の売買・使用までを禁止するものではありません。

しかしながら、現在当町でも広く使用されている蛍光灯照明器具が近い将来、手に入らなくなるという現実と直面し、公共施設や一般家庭も含め、今後対応が必要であるかと思われます。

そこで、現在、町管理の公共施設において蛍光灯が使用されている箇所はどの程度か、また実態把握はできているのか、今後のLED化の進捗状況について伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

蛍光ランプからLED化への移行につきましては、エネルギーコストの削減や環境負荷の軽減といった観点から、これまでも推進をしておりましたが、ご質問のとおり、水銀添加製品である一般照明用の蛍光ランプを種類に応じて、2025年末から2027年末までに、製造および輸出入を段階的に廃止することが決定しておりますことから、公共施設のLED化は、数年の間に計画的かつ速やかに対応することが必要となっております。

施設の照明器具の実態の把握につきましては、公共施設の維持管理や長寿命化等を図る「身延町公共施設等総合管理計画」においては、93施設を数えておりますが、全ての施設の照明器具の設備や種別等の状況については、詳細な情報を調査し、整理を進めていく段階であります。

進捗状況といたしましては、令和2年度に行った身延町民体育館のLED化、令和3年度の下部農村文化公園の改修による一部LED化などの整備を進めており、今年度末までに学校施設・福祉施設など、93施設のうち25施設、約26.8%になりますが、LED化対応済みとなる予定になっております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

今月の入札等にも、相又のLED化というものが掲示されているようで、順次進めているかと思えますけれども、今後の公共施設のLED化に向けて、全てを単年度で行うことは、やはり予算的、時間的にも困難であることは承知しております。優先的に進める施設や分野の選定、国や県の補助金・支援制度の活用を含め、今後の実施計画について伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、全ての公共施設を一度にＬＥＤ化することは難しく、財政面等において許容の範囲内で速やかに対応していくこととなります。

進め方としては、蛍光灯器具が多い施設や、利用頻度が高い施設等で、電力消費量が大きい施設を先行することで、電気代の節減効果を図り、また施設ごとの照明設備の更新時期や老朽化の状況などを考慮し、施設の改修等のタイミングに合わせてＬＥＤ化を進めることで、経費節減につなげる方向であり、財政的な面から調整を必要としますが、学校・保育所・福祉施設・体育館・庁舎等の施設を先行することが合理的であると考えております。

なお、経済産業省からは、必要な在庫の確保について通知されておりますことから、使用頻度の高い直管型蛍光灯につきましては、一定数の在庫を確保しております。

助成制度につきましては、脱炭素化や省エネ関連の補助金、また地方債などを積極的に活用していくこととし、リースによるＬＥＤ化も検討してまいります。

今後は、調査した情報を精査し、各施設の運営、町民サービスに支障がないよう計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○２番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

先ほどの答弁から、来年度以降、６８施設、約７３％の対応が必要になると考えられます。生産終了を見越して一定数の直管型蛍光灯を確保しているとの答弁であります。生産終了後、その在庫で何年程度の対応が可能であると見込んでいるのか。また、実施計画の詳細はこれからと理解していますが、最終的な実施完了の見込み、目標はいつになるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

令和７年５月１日時点で、使用頻度の高い４０型の直管型ＬＥＤランプを約２００本、在庫を確保しております。

在庫による対応につきましては、令和６年度の消費量が約１００本でありましたので、在庫数２００本を継続して確保した場合には、調達できなくなった時点からおおむね２年間程度は対応できるものと見込んでおります。

なお、在庫数量につきましては、施設のＬＥＤ化の進捗状況と市場の在庫状況を見ながら調整することが必要であると考えております。

ＬＥＤ化実施完了の目標年度につきましては、ＬＥＤ化は速やかに対応をしていくものと考えておりますが、各施設の器具の詳細な調査と整理を行っていくところであり、経費の試算、また、今後の蛍光灯の流通の見通しなど不明な状況であることから、ＬＥＤ化完了時期の目標はお答えできませんが、調査・整理後においては、ＬＥＤ化移行完了の見通しを立てて計画的に実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

今、不明な状況や状況を見ながらという答弁でありましたが、一般の家庭も含め、かなりの混乱が見られることも予想されます。

学校、保育所、福祉施設、庁舎など優先順位を検討されておりますけれども、相又の団地も800万円という形の入札の掲示がありましたように、かなり金額もかかりますので、残りの7割についても計画的にスムーズな移行をお願いしたいと思います。

次の質問になります。

一般家庭においては、交換用ランプの入手が困難となり在庫品が尽きた場合、照明が使えなくなるリスクがあります。また、器具切り替えのコストが生じます。既存の照明器具がLED対応でない場合は、工事費用も発生して経済的負担が大きくなります。また、これらの問題につけ入る悪徳業者による詐欺まがいの販売行為も予想され、トラブル防止の啓発も必要かと考えます。特に当町が抱える多くの高齢者世帯には、町として正しく分かりやすい情報提供、支援策も必要になってくると考えております。そこで、町として町民への情報提供および前述のトラブル防止策についての対応を伺います。

○議長（上田孝二君）

笠井環境課長。

○環境課長（笠井健一君）

お答えします。

省エネルギーを推進していく中で、2027年問題を踏まえたLED化への切り替えや、消費者トラブル防止のため、関係機関と連携しながら、チラシ等による回覧・広報やホームページに掲載するなどの啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

再質問です。

この問題は、消費トラブル、生產品の中止情報、町民への広報など、観光課、環境課、企画政策課など多岐にわたり、各課の横断的な対応が必要かとも思われます。

答弁では、関係機関と連携しながら取り組んでいくとのことですが、この問題の主たる担当課は環境課という認識でいいのか、また、連携のための会議等の実施の予定はあるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

笠井環境課長。

○環境課長（笠井健一君）

お答えします。

主たる担当課は環境課となります。LED化への推進については、県の地域エネルギー推進課、消費者トラブルについては町の観光課、広報等への掲載については企画政策課と個々に打

ち合わせをしますが、関係課全体の会議等の実施予定はありません。

なお、一般照明用の蛍光灯が2027年末までに製造・輸出入禁止のお知らせは、広報8月号に掲載予定です。

今後も町民の皆さまに対しては、周知・啓発を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

当然、広報に掲載したから周知が徹底されるとの認識はないかと思いますが、意外と、われわれの作っている議会だよりや町広報など、興味のない記事については、町民の方は見ているようで見ていないことが多いというのが現実であります。

今後も高齢者の方にも分かりやすく、きめの細かい周知の方法を検討していただきたいと思っています。

次の質問にまいります。

自治体によっては、予想されるトラブル防止やスムーズな移行による住民負担の軽減を目的とした改修助成制度や補助金を独自に設けているところもあります。

当町独自の補助制度の創設や国、県などの事業者向け助成制度や補助金などの周知や啓蒙、それらの取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

笠井環境課長。

○環境課長（笠井健一君）

お答えします。

補助制度の創設につきましては、県内を調べたところ、一般家庭のLED化に助成や補助金を設けている市町村はございません。本町においても、現時点では一般家庭への助成等につきましては検討しておりません。

なお、国では市町村や県単位の脱炭素先行地域を選定し、事業者向けのLED化補助やクリーンエネルギー設備設置補助等を行っており、県では令和4年度から省エネルギー設備導入を目的とした事業者向けのLED化補助を行っております。

本町といたしましては、今後の社会情勢や国、県の動向を注視しながら、LED化を含めた脱炭素施策に対して効果的な成果が得られるよう、努めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

今の答弁ですと、県内ではどこもやっていないと。逆に言えば、それだから身延町がやってもいいのかなと思いますけれども、やはり予算もかかります。国の補助等を見ながら、できるだけ住民の負担軽減につながるような取り組みも考えていただきたいと思っています。

続きまして、大項目2番目の質問にいきます。役所窓口「時短」対応と町民サービスの両立について伺います。

時間外労働の削減など働き方改革の推進と労働環境の見直しにより、役場の窓口業務の受付

時間を短縮する動きが増えているとの記事が4月30日付け山梨日日新聞に掲載されておりました。これらの取り組みは、業務の効率化や職員の負担軽減につながるという声がある一方、「仕事帰りに手続きができない」といった十分な行政サービスが受けられないという利便性の喪失の懸念もされております。

財源的にも厳しさが増す中、人口減少・高齢化が進む当町において、行政のコンパクト化、ダウンサイジング化が求められており、今後のまちづくりにも生かされるように考えていくべきだと思います。

それぞれの自治体により地域事情が異なりますので、全てにおいて「時短」が効果的とは言えませんが、記事にありました愛知県東浦町役場では、勤務時間と同じであった午前8時半から午後5時15分としていた受付時間を期間限定で試験的導入として、午前8時45分から午後4時まで1時間半の短縮に変更を実施。その後、住民アンケートなどを踏まえ、効果・検証を行っていくとのことでありました。

そこでまず、当町の過去3年の来庁者数の推移や混雑時間帯の把握、窓口職員の残業時間などの現況について伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢総務課長。

○総務課長（深沢泉君）

お答えします。

東浦町役場の役所窓口の時短ですが、開庁時間ばかりでなく電話受付時間までも変更するので、令和7年2月から9月末までの8カ月間、実施するというものです。時間は、議員のおっしゃるとおりの時間の変更で、対象となる施設は、役場庁舎と保健センターです。

本町に当てはめれば、本庁舎とすこやかセンターの開庁時間および電話受付時間を変更するようなイメージだと思います。

そこで、ご質問の「過去3年の来庁者数の推移や混雑時間帯の把握、窓口職員の残業時間などの現況について」ですが、本町では、今のところ、働き方改革の一環などで、開庁時間や電話受付時間の短縮を検討するような状況にはないと考えていることから、来庁者数の推移や混雑時間帯の把握はしておりません。職員の時間外勤務の時間数や手当額については全て把握していますので、分析することは可能です。

なお、町民の方への対応については、職員の負担にならないよう配慮しながら、通常業務と宿日直業務により24時間体制で対応しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

町民の対応については、職員の負担にならないように配慮しながら対応しているとのことと理解いたしました。

現状、変更によるクレームや体制の整備、現在の窓口サービスを行った場合の職員の負担を比較したら、現状のほうでやっていけるということで理解しておりますけれども、それを踏まえまして、次の質問で今後の対応を確認させていただきます。

次の質問は、窓口業務時間を短縮することにより、関連する事務処理の軽減による残業時間

の短縮、閉庁時間が早まることにより、別の重要施策に関するレクや勉強会ができるようになるなど、庁内的にもメリットが考えられるかと思います。利用者である町民の意見もアンケートなどで調査するなど、実施にあたっては柔軟な制度設計が不可欠とも思われます。そこで、今後の試験的な「時短」実施の内部検討について、伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢総務課長。

○総務課長（深沢泉君）

お答えします。

前のご質問で答弁したとおり、本町では、今のところ、働き方改革の一環などで、開庁時間や電話受付時間の短縮を検討するような状況にはないと考えています。しかしながら、働き方改革を進めることは重要なことですので、東浦町役場の検証結果に注目するとともに、県内や近隣の自治体の動向を注視していきたいと思っています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

現状を分析したところ、窓口業務時間の短縮等の必要性は、当町では今のところないということで、逆に言うと、町民にとっては非常に安心して住民サービスを受けられるのかなとも思っています。

次の質問にまいります。

引き続き別の窓口業務ではありますが、共和簡易郵便局の窓口業務について伺います。

平成27年4月1日より、共和郵便局から共和簡易郵便局となったわけであります。貯金窓口業務は午前9時から午後4時までとなっておりますが、郵便の取り扱い業務は午前9時から午後5時までとなっております。同じ曙簡易郵便局・大須成簡易郵便局は、郵便・貯金窓口業務とも全て午前9時から午後4時までとなっております。共和簡易郵便局の5時までの1時間の郵便窓口業務の必要性と今後の見直しについて、伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢総務課長。

○総務課長（深沢泉君）

お答えします。

議員のおっしゃるとおり、共和簡易郵便局の窓口業務の時間は、平成27年4月1日から現在まで、曙簡易郵便局および大須成簡易郵便局と異なる運用を継続してきました。

窓口業務の時間の見直しについて、昨年度から検討してきておりますが、今後も簡易郵便局の関係職員や設置場所の区などと協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

以前、中部横断道の工事をしている間は、かなりの利用者がいたということも認識しております。工事が一段落となっておりますので、その分、利用者自体も減っているのかなと思います。

すので、そのへんにつきましても今後検討していただきたいと思います。

次の大項目3番目の質問になります。自治体職員の副業推奨について伺います。

昨今、「公務員の副業解禁」が国や一部自治体で議論され、社会貢献地域活動の関与を通じて地域活性化や職員のスキル向上などにつなげようとする動きが広がりつつあります。県内では、北杜市、甲州市は職員が報酬を得て農業や部活動指導などの副業をすることを推奨する制度を導入したとの報道も見られました。人手不足の解消が過疎地域では顕在化しており、山梨県や小菅村でも導入をしております。

活動は週8時間以内かつ月30時間以内で、事前に申請、許可を得ることで報酬を得ることが可能となります。これまでも、国の統計調査員などは、当町の職員も担っていたかと思いますが、さらに踏み込んで人手不足を解消する制度設計となっております。そこで、当町における副業に関する規定や運用実績について、伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢総務課長。

○総務課長（深沢泉君）

お答えします。

本町における副業に関する規定は、身延町営利企業等の従事制限に関する規則と身延町職員服務規程になります。

実績は、国勢調査や農林業センサスなどの国の行政機関が行う、特に重要な統計調査で、統計法によって指定された基幹統計調査の調査員として職員が従事する場合のみ副業を認めています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

次の質問になります。

今後、人手不足や住民ニーズの多様化などの課題に直面する状況下では、観光振興やあけぼの大豆などの農業分野、高齢化率が高い福祉分野など、町の重点施策と親和性の高い分野での副業の推奨を促すことが必要だと考えます。それらを踏まえた制度設計の検討や副業推奨施策の検討について、伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢総務課長。

○総務課長（深沢泉君）

お答えします。

産業課から、町の特産品「あけぼの大豆」の担い手不足が深刻になってきているので、「あけぼの大豆」の生産に関わる分野で、職員の副業を認めてもらいたいという要請を受けて、現在、産業課と副業を認める制度を検討しているところです。

人口減少・少子高齢化が進む中で、職員が率先して地域に入り積極的に活動することで、地域における公益性の高い活動の担い手不足解消に寄与することが期待できるものと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

あけぼの大豆の担い手として副業を認める制度を検討しているとのことで、町の重点施策とも非常に親和性の高いもので、ぜひ成し遂げていただきたいと思います。部活動の地域移行に伴う指導者や町内スポーツクラブの指導者などの副業推奨など、それらも公益性が非常に高いものだと思いますが、他の分野への今後の制度設計の検討についてはいかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

深沢総務課長。

○総務課長（深沢泉君）

お答えします。

副業の許可要件として、勤務時間外、週休日および休日における活動であり、職務の遂行に支障がない活動であることや、活動時間数はおおむね週8時間、または1カ月30時間以内とし、勤務時間が割り振られた日において1日3時間を超えないものであることなどを考えているところです。

このように、職務の遂行に支障がないように時間制限を設けることや、さらにご質問の部活動の地域移行に伴う指導者や町内スポーツクラブの指導者などについては、報酬を負担するのが保護者会であること等も考慮する中で、今後の検討課題と考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

答弁にもありましたように、職務の遂行に支障がないように時間的な制限を求めながら、身延町は働き手が非常に不足してきておりますので、それらも踏まえて制度設計をしていただけたらと思います。

続いて、大項目4番目の質問に移ります。防災アプリの導入についてです。

本年第1回定例会予算決算常任委員会にて説明がありました防災アプリ、身延町防災行政ナビライフビジョンについて伺います。

本年の4月1日より運用を開始しました。「いつでも、どこでも、何度でも」を売りとした株式会社デンソーが開発・提供している製品であり、県内でも韮崎市や道志村も導入実績があるものであります。広報みのぶや回覧、令和7年度区長会におきましても、使い方ガイドとして資料を添付して、区長様を通して周知を図ったところであります。

アプリの有効活用には、運用方法なども大事でありますけれども、アプリをダウンロードして利用する町民の数が一番重要であります。そこで、現在の利用登録者数、出向いての説明会を実施する旨の説明もありましたが、使用説明会の実施状況について、伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

本年4月から運用を開始いたしました「みのぶ防災・行政ナビ」ですが、5月末現在のダウンロード数は691件です。ダウンロードした町民の方からも非常に便利であるとの感想をいただいております。区長会の資料にも区民の方が集まる際にダウンロードをしていただけるようにマニュアルを添付いたしました。戸別受信機の不具合の連絡をいただき、自宅に伺った際にもダウンロードを進めております。

使用説明会につきましては、今のところ各集落からの要望はございませんが、今後も要望に基づき説明会を開催するとともに、各種会議の場やイベント会場などの人が集まる機会も利用しながら、PRをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

この質問が、6月ですから導入して2カ月で、結果を求めるのは早いのではないかなと思われるかもしれませんが、導入して今のスタートダッシュは非常に重要かと思われます。区長会で説明したが、集落からの説明会の要望もないとのことであります。私の経験で言いますと、私の区で区の役員会を開きました。9人、出席しておりました。「皆さん、このアプリを知っていますか」と最後に携帯をかざして話をしましたら、誰も知らない。「広報に載っていましたよ」と言っても「いや、見ていない」というような現状で、9人いた中でダウンロードしていたのが私と役場職員の人だけでした。それだけ情報を掲示しても見逃されてしまうのかなと。私、その場で説明をして、QRコードをとっていただき、ダウンロードしていただきました。みんな使ってみると、これ便利だなということで、手に取ると非常に便利だということの話があります。

別の、下部地区でしたか、町民と議員との懇談会でも、やはりこれは非常に便利なものである。ただし、周知ができていないのではないかと、周知方法を考えるべきだという話が町民の方からありました。

広報に載せていても意外と見ていませんし、区長会で説明会をやるよと言っても問い合わせが来ない。こうなると一人ずつ拾い上げて周知をして、口コミで広めていくことも必要なのかなと思います。非常に難しいことだと思いますけれども、あらゆる機会、お祭りだとか集まりだとかにも職員の方が出向いて、やはり使い方を説明する。一番のネックはダウンロードして登録していくということが、やはり高齢者の方ではできませんので、そのへんについても検討していただけたらと思います。

次の質問にまいります。

個別設置の防災無線などの不都合を補完することも、導入に至った目的の一つであるとの認識でありますけれども、防災行政の中での防災アプリの位置づけと、高齢者やICT機器に不慣れな層、障害をお持ちの方などへの対応について、さらに普及を促すための啓発活動などの取り組みについて、また実際の目標普及数について伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

今回導入しました防災行政アプリですが、防災行政無線と連携しますので、戸別受信機の不具合による防災無線の聞き逃しの補完もございますが、台風等の気象警戒情報や通行止めなどの道路規制情報も確認することができます。

また、メニューのマップから指定避難所や防災備蓄倉庫等の場所や河川浸水想定区域や土砂災害危険箇所が確認できますので、防災情報を取得するツールの一つとして使用していただきたいと思います。

目標ダウンロード数は、すでに導入している市町村においてもダウンロード数が伸び悩んでいると聞いておりますが、令和8年度末までに身延町の人口の約20%であります2千ダウンロードとしております。

高齢者等への普及啓発につきましては、高齢者学級の開催時に担当が伺い、ダウンロードの仕方等を説明するなど、先ほども答弁いたしました。今後、要望に基づき説明会を開催するとともに各種会議の場やイベント会場などの人が集まる機会も利用しながら、普及啓発を図っていきたく考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

2千ダウンロードということで、もう少し高い目標も必要なのかなと思います。職員の方々は、職員の参集機能が実装されておりますので、ほぼ100%のダウンロード率かとも思われます。逆にわれわれ議員の中でもダウンロードの仕方が分からなかったりして、ダウンロードできていない方もいるかと思います。このアプリ、やはり1,600万円ぐらいの予算規模で可決、実施したかと思いますので、われわれも予算を可決した責任もありますので、また課長のほうで議員の方々にも声をかけていただいて、ダウンロードしていない方にはダウンロードをその場でしていただいて、近所の町民の方にも広めていただくような、そういう本当に細かい取り組みをやっていかないと、数は伸びていかないのかなと思いますので、ぜひともそのへの取り組みをよろしくお願いいたします。

次の質問になります。

先進事例として、健康診断や予防接種のお知らせなど、必要な世帯・地域にだけ伝える機能、行政情報にとどまらず、商店の広告やおくやみ情報の提供、乗合タクシーの予約などを実施している自治体もあるようであります。

当町において、今後のアプリの拡張性を最大限に生かすための方法の調査研究など、またそれら別の実施予定の事例について伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

配信につきましては、現在、組長さんに配布依頼しておりますチラシなどの配布物や町のイベント情報、また地区限定で行っているおくやみ情報の配信を検討しております。

今後につきましては、アプリメーカーの株式会社デンソーと協議する中で、他の自治体の配信情報なども調査しながら、よりよい情報提供が行えるよう推進していきたく思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

先ほどからも話しておりますけれども、アプリの導入が最終の地点で、目的であることはなく、このアプリを町民や職員の方が使って楽しく、楽にするための手段であっていただきたいと思います。ダウンロードして便利でよかったということのメリットのほうが口コミで広がらなければ、やはりこの施策は進んでいかないのかなと思います。

今後は、人口減少を見据えたコスト圧縮の必要性も求められ、財政支出を抑えながら生活の質も維持していかなければなりません。町民自らの手でできることに取り組み、増やしていくことも必要かと思えます。これがこのアプリなのではないのかなと。

回覧板や配布物さえできなくなりつつある地域も出てきております。それらに対応していくためにも、単なる防災アプリで終わってしまうのか、身延町の生活の質を上げるDXの効果の成功事例になるのか、今後もダウンロード、町民への普及をお願いしたいと思えます。

続いて、最後の質問になります。ライフサイクルコストの策定について伺います。

令和6年第1回定例会において質問いたしましたPFI方式が導入され、身延町スポーツ健康増進施設しもべの湯については、運営開始からもうすぐ1年が経過した中で、今後の収入の推移などを予想して経営改善を常に図っていくべきであり、収入面での今後の見込み額や計画保全のための修繕費用など、将来の運営経費、起債償還額などを考慮した将来にわたる全てのコストを総合的に評価算定したもの、いわゆるライフサイクルコストの計画策定は、今後の財政見通しや施設の維持管理には、必要不可欠であると思えます。

まず、施設整備事業の設計、用地買収費用、施設建設費など設計建設期間から15年間の指定管理期間の維持管理費、運営にかかるライフサイクルコストの試算および公表を提案いたしました。

当時の財政課長より、「ライフサイクルコストは、計画設計から建設、運用、除却までの各段階でかかる経費を計上し、分析することによって、計画から将来までの見通しをしたものがライフサイクルコストであるとの認識はしている。身延町スポーツ健康増進施設しもべの湯事業についても、PFI事業で建設した施設であり、事業費についても10億円を超える収益施設であることから、施設管理の担当課と協議しながら早い段階でのライフサイクルコストを試算し公表して、適切な公共施設マネジメントにつなげていきたい」と非常に前向きな答弁をいただきました。適切な公共施設マネジメントのためにも、運営開始から2年が経過しております。現在のライフサイクルコスト策定の取り組みの状況について伺います。

○議長（上田孝二君）

石部生涯学習課長。

○生涯学習課長（石部直樹君）

お答えします。

ご質問のライフサイクルコスト策定については、現在の取り組み状況についてのご質問でありますので、担当課であります生涯学習課でお答えさせていただきます。

ライフサイクルコストについては、イニシャルコスト、ランニングコスト、メンテナンスコストなど全ての経費を合算し、施設を長期的に運営維持管理していくための客観的な指標とし

て非常に重要な要素であると認識しております。

身延町スポーツ健康増進施設しもべの湯については、運営事業者である「ヘルシースパサンロード身延湯の杜」と、毎月スポーツ健康増進施設運営・維持管理会議を行っております。その中で月次の運営状況、建物および設備維持に関わる業務報告を受ける中で、課題の共有を図るとともに担当課として指導助言などを行っております。

現在、物価高騰の影響により燃料費が高騰しておりまして、施設の運営管理に大きな影響が出ていることから、町外利用者の値上げを検討しているところでもあります。

この試算に向けて様々な問題がありますが、今後、令和6年度決算の結果も見る中で、ライフサイクルコストの公表に向けて、早い段階で試算を行うよう引き続き協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

ライフサイクルコストによって、将来的なコストの管理が重要であることは言うまでもありません。収入については、非常に正確な予測が困難であると。経済動向にも左右されますが、将来的な設備更新のスケジュールなどの策定は、比較的予測できるかとも思われます。従来の事後対応の修繕では、予想外のトラブル、出費を招きますので、予防保全、長寿化をライフサイクルコスト計画の中に組み入れて計画を立てるべきだとも考えます。

策定にあたっては、将来の財政的な見通しなど、財務に関わる専門的な知識も必要かと考えますが、計画策定にあたっての所管課は生涯学習課との認識でいいのか。また、町の委託の経営アドバイザーなどの計画策定への関わりについて伺います。

○議長（上田孝二君）

石部生涯学習課長。

○生涯学習課長（石部直樹君）

お答えします。

身延町スポーツ健康増進施設しもべの湯のライフサイクルコストの策定については、担当課であります生涯学習課で、今後も公表に向けて運営事業者と協議を進めてまいります。

また、町委託の経営アドバイザーなどの関わりについてですが、身延町産業アドバイザーの藤田氏においては、しもべの湯の決算書および経営状態について、経営指導および助言をいただいております。いただいた内容は、運営事業者にフィードバックする中で、よりよい経営状態になるよう指導助言を行っているところです。

ライフサイクルコストについても、策定の過程において示された資料等について、産業アドバイザーの助言を受ける中で内容を精査し、適切なライフサイクルコストが公表できるように早い段階の試算に向けて運営事業者との協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

今の経済状態ですと、5年先10年先の数値というのを示すのは非常に勇気があることで、嫌なのかなと思うんですけども、やはり数字は公表して、その経済状態に合った状態で、またみんなで知恵を出し合って、施設の運営をよりよくしていく。決して数字を責めようとは思っておりませんし、数字を見ながらしっかりと運営していったって、財政的な負担、組み立てをしっかりと、しもべの湯が15年先も賑わい、人でいっぱいになっている施設であってほしいと思っておりますので、非常に難しい、町も今までに取り組んでいない取り組みかと思えますけれども、なるべく早い段階で計画を策定していただけたらと思います。

以上で、私、遠藤公久の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

次は通告3番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

令和7年2月28日、峡南南部医療再編計画の最終報告が提出されました。行政の役割、議会の役割の着地点とは何なのか。それは、私たちの子どもや孫が大人になったとき、安心して暮らせる生活基盤としての医療・介護環境を、自信を持って手渡すことができるかだと考えます。そして今回、身延町がまさにそれに当たるものと捉えている最終報告の内容に対しまして、一般質問を行います。

1問目ですが、看護師不足による病床規模縮小と看護師確保対策について質問いたします。

人口1万6千人、これは2025年、峡南3町の人口とおおよそ同じですが、これに対する病床数の全国平均は200床です。最終報告では、医療の必要病床数として169床から99床に削減、介護ベッドも27床削減とするものです。そして、病床数削減理由は地域の実情ではなく、看護師不足が原因という3月定例会での答弁もあります。

看護師獲得による病床規模の維持と充実が経験上、経営改善実現の根本要因であることを自信を持って言えます。2027年4月、再編統合に向けての今回の最終報告書には、看護師獲得に関する方針や提案が一切触れられていません。獲得計画がないという理解でよろしいのか、また、その理由は何か、ご説明お願いいたします。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

コンサルタントの最終報告に、看護師確保のための計画もしくは方針に類するものは含まれておりません。

報告書に記載がないからといって、看護師確保の取り組みは必要ないと考えているわけではありません。報告書の中には、「医師、看護師においては、再編統合後も人員不足が想定されるため、退職者を最小限に留める取り組みに加え、新規雇用を増やすことも重要」との記載があります。

看護師等のスタッフの確保につきましては、最終報告で提案された方向で医療提供体制の再編が行われた暁には、今後選定されるであろう、指定管理候補者とも協議すべき課題であり、そのために一部事務組合としてなすべき事柄については、他の構成町とともに実行してまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

再質問です。

看護師確保の取り組みは必要ないと考えているわけではない、報告書の中には、医師、看護師は人員不足が想定される、退職者も最小限に留める取り組みに加え、新規雇用を増やすことも重要と記されているという答弁です。

それであるならば、現在提示されている医師、看護師を含めた33名の削減計画とは、どのような整合性があるのか、説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

コンサルタントによる最終報告書には、削減計画の提案はありません。

1-⑦のご質問でもお答えいたしますが、最終報告書は、飯富病院と身延山病院のその時点での職員数とコンサルタントが描いた再編統合後の2病院の医療提供体制について、必要な職員数を単純に比較したものです。実際には、再編統合時期の前後における定年退職等の自然減があり、一方で新規雇用の可能性もあるわけです。報告書では、自然減を考慮すると、むしろ医師、看護師は不足するという想定も示されているところです。

報告書の医師、看護師においては、再編統合後も人員不足が想定されるため、退職者を最小限に留める取り組みに加え、新規雇用を増やすことも重要との記載が整合性を欠くことはないと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

新規雇用を増やすことも重要であると簡単に言うわけですがけれども、あまりにも医療職の採

用というのを簡単に考えすぎています。そんなに簡単に採用ができるのなら、今のような医療状況にはならないんです。

次に2問目ですが、僻地医療への対応について伺います。

指定管理者制度における公設民営の経営形態が財政基盤の安定化や経営改善が最も図れる体制という根拠は何なのか。民間事業者は収支改善を優先する傾向がある。峡南南部の僻地医療は経済的な合理性だけでは支えられない分野であり、社会的責任や政策的視点が不可欠です。

持続可能な僻地医療を維持するためには、政策医療や非効率で不採算医療とされる出張診療所は、重要な医療提供体制として、長年運営されてきました。身延山病院が僻地医療拠点病院として、南部町内の診療所への医師派遣に対して補助金が期待できるとあるが、今まで飯富病院が実施してきた旧中富町、旧下部町、早川町への出張診療所への今後の対応と、今後、旧身延町内への新たな出張診療所増設への考えの説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

まず、指定管理者制度による公設民営が財政基盤の安定化や経営改善が図れるという根拠はという、ご質問にお答えします。

現状の公立病院である飯富病院も民間の身延山病院も共に損益は赤字基調となっており、統合再編後は、峡南南部地域という経営環境の厳しい地域性を考慮すると民間病院としての存立は困難であろうとの認識から、国の財政支援も想定しながら公的な資金を投入することができる公立病院として設置し、これにより財政基盤の安定化を図ろうとするものです。

ただし、公立の直営の病院の場合、地方自治法や地方公務員法などが定める地方自治制度の基本的な枠組みの中で、定員管理、人事・給与体系などが適用され、病院経営の自由度という点で制限を受けざるを得ません。そこで指定管理者制度を導入して、定員管理や財務等の柔軟性、効率性を確保し病院経営の自由度を向上させて経営改善を図ることを目指した経営形態です。

次に、医療提供体制再編後、「旧中富町、旧下部町、早川町にある診療所への対応はどのようにするのか」というご趣旨のご質問ですが、当該診療所は両町がそれぞれ設置し、飯富病院に診療を委託しているものです。したがって、早川町の診療所を今後どうするかについて判断する主体は早川町ですので、身延町がお答えする立場にありません。本町の中富地区、下部地区の診療所のあり方については、今後検討してまいりたいと思います。

次に、「旧身延町内への新たな出張診療所増設の考えは」とのご質問ですが、現時点で増設の考えはございません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

答弁の中に、公立病院は病院経営の自由度が制限されるとあります。経験上、その意味がまったく理解できないわけですが、民間病院が手を出さない僻地における不採算医療については、国は住民の生活を守る政策医療として十分理解し、繰出金基準を設定して繰り入れます。その

繰出基準を町が理解しているかが問題なのです。

今回の経営の自由度、効率性を重んじる経営形態により、僻地医療が先細り、あるいは切り捨てになることを危惧いたします。

次の質問ですが、赤字決算の総括と基準内繰入金について伺います。

令和6年度飯富病院の赤字決算への基準外繰入金は2.5億円といえます。一方、決算に大きく影響する飯富病院が実施している不採算医療に対する基準内繰入金の基準額と実際の繰入金の差額はどのような状態なのか。また、再編統合後の交付税措置額が1.3億円程度の増額算定が見込まれるとありますが、その要因は何なのか。

また、決算の総括による赤字決算の原因の特定と、それを今後の再編統合後の公設民営化の経営体制にどのように生かし、経営改善を図っていく計画なのか、説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

まず、飯富病院の不採算医療に対する基準額と実際の繰入金額の差額についてのご質問にお答えします。

令和6年度の飯富病院の不採算地区病院の運営に要する経費の繰出金は、早川町分、身延町分を合わせて1億2,100万円で、基準に基づく不採算地区病院の運営に要する経費の全額を繰り出しており、差額はありません。

なお、この繰出金に対応した特別交付税の配分に用いられる算定額は7,175万円となっており、仮にこの金額の全額が特別交付税として交付されているとした場合の、繰出金との差額は4,925万円で、この金額は各町の一般財源から補充し繰り出していることとなります。

次に、再編統合後の交付税措置額算定において増額が見込まれる要因についてのご質問にお答えします。

増加分の主な内訳は、南部町の南部診療所および万沢診療所、2つの無床診療所の増加に伴う1,420万円。飯富病院の附属診療所化に伴う1,394万円。身延山病院の不採算地区病院指定に伴う6,312万6千円。飯富診療所の不採算地区診療所指定に伴う4,113万5千円などです。

ただし、不採算地区指定に関する要件については、県との調整が必要で、減算もしくは不算定もあり得ること、さらに申し上げれば交付税措置の細目は毎年度改訂されることから、最終報告書の全額が算定されるとは言いきれないということは認識しておく必要があります。

最後に、飯富病院の赤字決算の原因特定と、それを活かした再編統合後の経営改善計画はという趣旨のご質問をいただきました。

まず、赤字の原因に関しては、様々なお考えもあろうと思いますが、飯富病院議会もご意見を。身延町議会の場合で「原因はこうだ」と特定してのお答えは控えさせていただきます。

なお、再編統合後の経営改善につきましては、コンサルタントの報告書にも再編統合を通じた病床機能転換による収益増加や人員体制の見直し等による経費削減による医業収支の将来推計も示されておりますが、これらも参考としつつ、今後選定されるであろう指定管理候補者も含めた関係者間で協議しながら具体的に進めるものと認識をしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

赤字原因の特定は、身延町議会の場合では報告を差し控えるという答弁であります。飯富病院の一部事務組合の組合長は身延町長です。そういうことをご存じで答弁しているのでしょうか。

不採算医療に対する基準額と、実際に町から病院への繰入金額の差額はないという答弁ですが、不採算医療に該当する10数カ所の出張診療所に対する基準額と実際の繰入額はどのような状況なのか、説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

勘違いしないでください。私が今ここに座っているのは町長です。病院の議会のときは管理者です。私がここで管理者として座っているわけではないので、今の最初のお言葉は、ちょっと違うと思います。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

ご質問の繰出基準ですが、総務省が示す地方公営企業繰出金の基本的考え方には、診療所の基準はございません。

本町には、大須成、曙、久那土、古関、下部診療所の5カ所の町営診療所があり、下部診療所が週1回、半日、他の診療所は月1回、半日の診療時間となっております。これらの診療所は町の施設でありますので、施設の維持管理や光熱水費等は町が負担しております。

この5カ所の診療費用につきましては、繰出金ではなく、飯富病院と協議の上、1カ所200万円の委託契約を締結し、総額1千万円を委託料として支出をしております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

先ほどの、診療所の繰出基準はないという答弁ですが、再編統合後の交付税措置が1億3千万円増額の内訳において、南部町の2つの診療所分として1,420万円をあげています。これは1診療所当たり710万円という基準額なわけです。それに対して、1診療所当たりに対して200万円だけの繰入金に表れているように、身延町の僻地における不採算医療に対する理解、これに対して非常に残念に思います。

質問4つ目ですが、外来診療体制について。

外来診療科目において、現状どちらか一方の病院のみで診察している心療内科、皮膚科、小児科においては今後、身延山病院、飯富診療所にそれぞれ設置を目指すかとあります。ぜひこれは実現してほしい点であります。どのような体制や方法で実現を目指しているのか、現在の進捗状況の説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

再編統合後の医療提供のうち、外来医療に関するコンサルタントの報告書では、ご質問の中で触れられた点について、「現在どちらか一方の病院のみ有している心療内科、皮膚科、小児科は、両院に増設することを検討する」としています。その方向で検討してまいりたいと考えておりますが、いずれ、今後選定されるであろう指定管理候補者との協議が必要でありますので、現在の進捗状況としてお答えできる内容はありません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

非常に重要な点であります。分かりました。今後ぜひ実現できるように検討をお願いいたします。

質問5つ目ですが、地域完結型医療・介護体制の確保について伺います。

1日約300人の患者流出や救急患者の4割が峡南医療圏から他医療圏に搬送されている状況に対して、身延山病院に医療資源を集約することでの対応策が考えられています。

同じく患者流出に関連して、病床過少地域である南部町が医療再編計画に参加する意義は、町内の患者の圏域内での収容体制を求めるものであります。しかしながら、経営改善の方針は、100床以上のベッド削減が前提であり、また非効率な医療機能としても病床過剰を挙げ、機能、人材を集約することで峡南南部での必要な入院医療は担保できるとあります。超高齢化が進む僻地において、持続的に必要となる入院医療とは何を求めているのか。

今回のような医療・介護ベッド数の大幅な削減計画で地元町民に対し、地域完結型の医療・介護体制の確保が実現できるものとするのかどうか、説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えします。

「ベッド数の大幅な削減」とのご認識ですが、報告書では現実に稼働している病床数を基準に考察しており、身延山病院が61床、飯富病院は40床で、最終報告書で提案された体制とする場合の病床数は、身延山病院と飯富診療所、合わせて80床となることによって21床の減となります。

なお、ケアホームいいとみは、現状で定員27人の老人保健施設となっており、最終報告書の提案では増減はありません。

さて、この病床数で町民に対して必要な医療が提供できるのかという趣旨のご質問ですが、コンサルタントが山梨県地域医療構想における峡南医療圏の2025年の病床の機能別必要量をもとに人口按分して、峡南南部地域の必要病床数を推計したところ、急性期が30床、回復期が38床、慢性期が31床となりました。再編統合後の姿として、病床機能の転換なども図りつつ、下部病院の慢性期機能との役割分担も念頭に入れながら、推計値に近い病床数に急性

期および回復期機能を持たせる方向性が示されたものと認識をしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

山梨県地域医療構想によるベッドの必要量に対し、当初から再編統合の話し合いに下部病院も参加し、連携において最終報告書に記載されているという理解でよろしいですか。

下部病院のベッド数の考えも気になりますが、地域完結型医療・介護ベッドを当初より100床減少しても、近隣医療圏の施設への移動なしの完結型医療であることを願います。

質問6つ目ですが、指定管理者および指定管理者選考委員会構成員の選考基準について、伺います。

人材派遣機能を有する指定管理者を選定することが有用とあるが、指定管理者の選定基準および指定管理者選考委員会の構成員の選考基準について、説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

ただいまのご質問は、新たに設置する一部事務組合において協議決定する事項です。現時点でお答えできる内容を持ち合わせてはおりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

承知しました。

それでは、7つ目の質問に入ります。職員の削減と退職事情について伺います。

最終報告書によると、再編統合は医療提供体制を安定させ、住民、職員、自治体にとって最適な姿に近づけるものと記されています。しかし、ベッドの大幅な削減は、住民にとって、医療、介護、在宅医療の受け皿の減少であり、職員にとっても雇用の機会が奪われるものであります。

計画では、看護師7名、看護補助者9名を含む33名が余剰人員扱いとなっています。33名を余剰人員としての位置づけは、ベッド削減に対しての余剰と考えているようですが、住民の需要に対して質の高い医療・介護サービスが十分実施されなければ、経営改善の実現は難しいと考えます。

人材不足の中、医療機関から33名もの貴重な医療人材の削減計画が峡南南部の医療・介護体制の改善につながる最適な姿と捉える理由は一体何なのか。

また、2027年4月から経営体制が公設民営化に変更になることにより、飯富病院の全職員は公務員の身分を失うこととなります。職員へのヒアリングに対して飯富病院はもちろん、身延山病院も看護師の退職者が今後も予想されている状況と言います。

全国的に医療人材不足の中、職員の削減に対する考え、今後の職員の労働環境の改善、待遇・処遇の向上に対しての考えの説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

ご質問にお答えする前に、コンサルタントの最終報告にある３３人という数値は、飯富病院と身延山病院のその時点での職員数とコンサルタントが描いた再編統合後の２病院の医療提供体制に必要な職員数を単純に比較した数値であることは押さえていただきたいと思います。実際には、再編統合時期の前後における定年退職等の自然減があり、一方で新規雇用の可能性もあるわけです。報告書では、自然減を考慮すると、むしろ医師、看護師は不足するという想定も示されているところです。

この点を確認させていただいた上で、１点目のご質問は「３３名もの貴重な医療人材の削減計画が峡南南部の医療・介護体制の改善につながる最適な姿と捉える理由は」とのことですが、医療需要も医療の担い手も減少するこの地域において、今後も持続可能な医療提供体制を確保する手段としての統合再編の姿をコンサルタントとして提案しているものです。その結果として、人員に余剰が生ずることを示しているものです。この地域の医療提供体制を持続的に確保することが目的であり、「人員削減」を前提に統合再編の姿を描いているものではありません。

次に、全国的に医療人材が不足する中で、職員の削減を行うことについて、また今後の職員の労働環境の改善、待遇・処遇の向上に対する考え方についてのご質問ですが、コンサルタントの報告書の方向で統合再編がなされとした場合、ただいまのご質問につきましては、今後選定されるであろう指定管理候補者との協議の過程で内容を詰めていくものと認識をしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○５番議員（山下利彦君）

人員削減を前提に統合再編の姿を描いているものではないとの答弁ですが、僻地における医療需要と担い手の減少という現実を前に、地域が目指すべきは単なる医療提供体制の縮小による維持ではなくて、住民が住み慣れた場所で安心して暮らし、最期を迎えられるための生活支援を基盤とした包括的なケア体制の構築であります。僻地の特性に応じた柔軟なサービス提供が持続可能な医療介護体制のカギとなると考えます。

提案の人員に余剰が生ずるという再編統合後の持続的医療提供体制とは、どのような姿を描いているのか、説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

今回の峡南南部地域の医療提供体制に係る取り組みを、単なる医療提供体制の縮小であるのご認識かと理解いたしますが、再三申し上げますが、飯富病院と身延山病院の類似する機能を集約し、人材を含めた医療資源を効率的に活用すること、また、医療需要に合わせながら機能や規模の適正化を図ること、これらを基本として、この地域の持続的な医療提供体制を確保しようという意図を持って医療再編に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

再三言われている機能の集約化、効率化だけでは、僻地におけるきめ細かな医療・介護体制が必要となる包括ケア体制は実現できないと思います。

次の質問に移ります。8番目の在宅医療体制について質問いたします。

身延町・早川町の訪問診療は、入所型介護施設の定員数が多いことから、在宅患者と属性が近い介護施設で在宅医療の需要の一部を代替してきました。しかし今回、介護老人保健施設の介護ベッドは半数に削減されてしまいました。

老健は地域の「中間施設」であり、在宅復帰を促す拠点です。介護ベッド削減ではなく、ショートステイ・看取り対応・リハビリ中心に再編成し、地域ニーズに対応すべきだが、職員の削減を進めておきながら、限られた医療資源では在宅医療の強化は困難などとしています。

過疎・高齢化地域における訪問診療、訪問看護、訪問介護は、町民が住み慣れた地域に留まれるための診療行為です。在宅診療体制の重要性の認識と対応をどう考えているのか、説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

報告書においても、持続可能な医療提供体制を確保するということの中には、入院医療、外来医療とともに在宅医療も含まれており、その方向で今後選定されるであろう指定管理候補者と協議していくものと認識をしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

最終報告書でも、特に何も考えていないという理解をいたします。

9番目の質問ですが、住民説明会について伺います。

山間地で広範囲の峡南南部3町において、再編統合後の医療資源の集約は、通院・通所における患者アクセスの低下を招きます。患者送迎の移動支援や交通手段の確保など、今後更なる充実強化が求められます。

また、大幅な医療・介護の病床規模縮小や外来診療体制変更など、住民生活に密接に関わるものであるため、十分な情報提供やパブリックコメントをいただきながら進める必要があると考えます。

重要な住民説明会の主催者は町なのか、病院なのか、地域医療連携推進法人みなみやまなしなのかなど、今後どのような形で行われるのか、具体的な開催スケジュールの説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

患者送迎、交通手段の確保などの充実強化に対する考え方についてのご質問と住民説明会に関するご質問ですが、先ほど、伊藤達美議員のご質問にお答えしたとおり、コンサルタントの報告書の方向性をベースに、地域医療連携推進法人みなみやまなしの関係者間で検討し、内容を詰めてまいりたいと考えており、その際に説明会の方法論なども含めて協議し、その結果をもって、適宜説明会を実施してまいりたいと考えております。

協議結果につきましても、できる限り早く取りまとめたいと思うところですが、様々な考えを持った関係者の多い案件でありますので、現時点で具体的なスケジュール感をお答えする状況にありません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

主催者はどこが行うのかということについて、先ほどの答弁内容からコンサルの報告書をベースに、地域医療連携推進法人みなみやまなしで内容を詰めるということですので、いずれ両者のうちから、あるいは両者で丁寧な分かりやすい説明会の開催を希望いたします。

次の質問です。医療体制の維持・再構築に向けた方針転換について、お聞きいたします。

僻地医療拠点病院（87床）の飯富病院を大幅に縮小し、診療所化と老健ベッドの削減という流れは、看護師不足・運営コストなどを背景にした構造改革の一環として捉えられるが、病床規模の縮小は医療を守るために職員の規模縮小も必要となるなどとしています。医療提供体制の縮小一辺倒で地域の医療・介護需要に対応できる持続可能な体制づくりにつながると考えているのかどうか。

病床の大幅削減は、急病や慢性疾患の管理、終末期医療などへの対応力を著しく低下させます。また、老健施設のベッドの大幅な削減は、在宅療養を支える「中間支援機能」を失わせ、在宅介護の限界を招き、人口流出と地域縮小を加速させ、地域生活の基盤崩壊につながります。

また、医療・介護体制の後退は、「住み続けられない地域」としての印象を強め、若年層や子育て世代の移住・定住を消極的にさせ、転出増加につながってしまいます。さらに看護師不足を理由とした縮小では、地域に職がなくなり、看護師などの若い医療人材の流出が始まるなど、地域の衰退を加速させます。

医療・介護体制の縮小一辺倒ではなく、逆に人口減少対策として、また地域活性化対策としての視点を持ち、充実した医療体制の再構築への方針転換は考えられないものなのか、説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

ただいまのご質問で、コンサルタントの報告書に対する議員の評価は、「医療提供体制の縮小一辺倒」「医療・介護体制の後退」という言葉に表れていると受け止めました。

さらにご質問の中では、飯富病院の規模縮小を捉えて「住み続けられない地域としての印象

を強め」であるとか、あるいは「若年層や子育て世帯の移住・定住を消極的にさせ転出増加につながる」など、根拠がどこにあるか分かりませんが、断定的に語られております。

確かに、飯富病院だけ捉えると、診療所化による規模縮小感を抱くことについては理解できますが、この取り組みは、峡南南部地域の医療という視点で捉えていただきたいと思います。

議員もすでに十分ご理解いただいていることかと存じますが、そもそも峡南南部地域の医療連携の問題は、飯富病院と身延山病院という規模と機能が似通った医療機関が、このままでは共倒れになってしまうという危機意識が出発点となり、南部町も参画する中で、関係医療機関の役割分担を通じて、この地域における医療提供体制を確保しようという認識で一致し、協議してまいったものです。

コンサルタントの報告書も、峡南南部地域の入院需要の将来推計や地域医療構想における2025年の必要病床数などを勘案して、身延山病院へ一定の機能や人員を集約することが提案されており、議員のおっしゃる「充実した医療体制の再構築」という言葉の定義は分かりませんが、身延町としては、この地域に持続可能な医療提供体制を確保する方策として、報告書の方向性はおおむね「良し」と評価しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

充実した医療体制の再構築という言葉の定義が分からないという言葉に対しまして、持続可能な地域活性化のためには、医療・介護を単なるサービス提供と見るのではなく、地域づくりの中核として再定義する必要があるということです。

人口減少社会でも活力のある地域を実現するため、医療・介護の質を高めることは、移住希望者、特に高齢者の増加傾向を招き、また医療人材育成に力を入れることは、地域内での雇用創出につながります。

これらの地域の特性を生かした医療・介護体制こそが、地域の活力や住民のつながりを支える社会基盤であるという視点を持ち、地域活性化を実現するカギとなる充実した医療・介護提供体制の再構築を積極的に取り組んでいただくことを強く要望いたします。

最後ですが、地域の持続可能性を高める人口投資について伺います。

総務省が公表した2024年の市区町村別の人口移動報告によると、県内では8市町村で転入超過となりましたが、甲府市や身延町など19市町村で転出超過となりました。峡南5町はいずれも転出超過であったが、特に身延町は転入者と転出者の差はマイナス144人と断トツに転出者が多い状況です。こうした状況は深刻で、「このままでは住み続けられない」と感じている住民の声の表れでもあると思います。

住みやすさを判断する最も基本的なものとして、地域に医療・介護のインフラが整備されているか、必要なときに診察や入院、支援を受けられるか。これは住民の生活の質に直結する切実な問題です。

その意味で、予算執行には投資的感覚が必要だと考えます。どこよりも立派なスポーツ施設や道の駅の建設も一概には否定しませんが、それが地元に住む住民の未来にどれだけ実質的なリターンを生むのか、判断すべきだと思います。医療・介護施設への人的・物的投資効果は、地域住民の安心感と定住意欲の向上、医療・介護分野での雇用創出、将来的な医療費・介護費

の抑制などが見込めるなど、確実な投資的意義があるものです。

投資には、優先順位をしっかりと見極める必要があると思います。現在、介護老人保健施設の空調設備の改修工事には予算がないとして放棄され、2階・3階の施設を閉鎖する一方で、予算がないと言っておきながら、今回の約9億円投資の「道の駅」の建設です。

まず、生活の基盤である医療・介護のインフラ整備を優先的に投資していかなければ移住、定住は望めず、患者の他医療圏への流出を含め転出者の増加は今後も止められないと考えます。町民が住み続けられる地域の形成など、地域の持続可能性を高めるための「人口投資」についての基本的な考えについて説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

介護老人保健施設の現状と町の予算配分の優先順位についてのご質問ですので、福祉保健課から答弁をいたします。

ご質問の中で、「介護老人保健施設の空調設備の改修工事には予算がないとして放棄し、2階・3階の施設を閉鎖」とありますが、「放棄」「閉鎖」という表現が適切かどうかは別といたしまして、現在の介護老人保健施設の運営方針は、身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合議会で決定されたものです。

令和6年第3回定例会で、山下議員は一般質問「峡南南部地域の医療・介護体制について」の中で、「令和6年6月末に峡南ケアホームいいとみの介護ベッド54床全てが閉鎖され、地元の住民が他施設に追いやられた。地元の施設を利用させない運営方法は公的な施設のあるべき姿ではない。」と述べておられますが、これに対しまして、当時の福祉保健課長が、「54床全てが閉鎖され、地元の住民が他施設に追いやられた事実はなく、施設的に入所者数を縮小しながらも、長期入所の施設サービスを継続して運用してきている。」と訂正した上で、令和6年5月22日に開催された、山下議員も出席しておられた飯富病院の第2回臨時会で、峡南ケアホームいいとみの病床数（収容人員）「入所54名」を「入所27名」に改めるという条例改正が可決されたこと、その理由についてもこの臨時会の中で、病院側から詳細な説明があったと答弁をしております。

このように、介護老人保健施設の運営方針については、身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合議会で審議決定されたものです。

次に「町の予算配分の優先順位」について、お答えをいたします。

まちづくりを推進する行政の施策は、幅広くあらゆる分野にわたっております。直面する課題や継続的に実施する施策、臨時的な事業など、バランスよく推進されることが要求され、財政においても同様な視点で、バランスよく効率的な財政運営が重要であると考えています。

今回の医療再編は、医療崩壊を防ぎ、人口減少局面においても、地域住民に適切な医療を持続的に提供できる体制構築を目指すものであり、最優先の課題であると認識をしております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

答弁の中で、地元の住民が他施設に追いやられた事実はなくという答弁に対し、54人の入所者のうち27人は富士川町内、あるいは市川三郷町内の介護施設にそれぞれ移っていただき、さらに猛暑の中、自宅に帰っていただいた対応に利用者を地元の施設から追いやるという言葉以外に、どのような言葉が適切だったのか。

また、昨年の飯富病院の議会での介護ベッド「54床」から「27床」への削減における条約改正の議決に立ち会ったことは事実ですが、私が今回、この質問で問題視しているのは、議決を採る前の、町長の空調設備などの修繕に関わる予算は町にはないという答弁であり、老健の2階・3階を閉鎖する一方で、9億円の予算をかけた道の駅の建設についての指摘です。

予算執行における投資的意義の考え方、人口投資についてのことを聞いているわけで、私の質問の内容とは食い違っていると思います。

そもそも行政および議会の役割は、冒頭申し上げましたが、私たちの子どもや孫が大人になったとき、安心して暮らせる生活基盤の医療環境や高齢者が住み慣れた地域に人生の最期まで居られる介護環境をどのような形で手渡すことができるかが最大の役割と考えます。

その意味で、予算執行における投資的意義と優先順位は、どれだけ多くの住民に対して恩恵が及ぶかなど、限られた財政資源を最大限に生かすための重要で不可欠な視点だと考えます。

先ほどの答弁では、限られた予算の執行において、バランスよく効率的な財政運営における予算執行が重要としている答弁だが、単に何にいくら使うかではなく、どの支出が将来にとって価値が高いか、何を優先すべきかという戦略的判断が含まれた予算執行を、一方的ではございますが、最後に強くお願いしまして一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

次は通告4番、佐野昇君の一般質問を行います。

佐野昇君の質問を許します。

登壇してください。

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

令和7年度の教育方針について。まず最初に馬場教育長に伺います。

昨年、任期満了に伴い令和6年度から馬場教育長が就任し、指揮を執っていただいております。

令和7年度、教育長教育方針について、主な取り組みを議会だよりに掲載いただきました。その中で、学校教育課関係では、教育にかかる保護者の経済的負担の軽減および学校教育環境

の充実、ほか8項目。生涯学習課関係では、芸術文化の振興体制の充実や町民一人いちスポーツの推進、ほか5項目を挙げております。

教育長が令和6年度で町の教育環境・体制などから新たな方向性を感じて、教育方針を決定したと思いますけれども、馬場教育長が特に力を入れて取り組む施策、そして将来への思いを伺います。

○議長（上田孝二君）

馬場教育長。

○教育長（馬場泰君）

お答えします。

令和7年度の身延町教育委員会教育方針につきましては、ご指摘のように、第1回定例会において説明をさせていただきました。この教育方針は、令和6年3月に策定した第3期身延町教育大綱、ならびに身延町教育振興プランに基づき、国や県の教育振興計画を参酌しながら定めた方針になります。

基本的な理念は、明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくりであり、一人ひとりの多様な個性や能力を育み、他者と協働し「ふるさと・みのぶ」の新たな価値を拓くことができる人づくりを目指しております。

この方針に基づきまして、これまでの取り組みを継承・発展させながら、確かな学力の向上とともに、豊かな心や健やかな体を育み、「生きる力」を身に付けた児童生徒を育てる教育を、各学校と連携しながら推進してまいります。併せて、保護者が安心して子育てできるよう、教育環境の整備にも努めてまいります。また、生涯学習活動の推進に努め、学習の機会やスポーツ活動を、より充実させてまいりたいと考えております。

本年度は、特に以下の内容を重点課題として取り組んでいく予定であります。

まず1点目は、学校における働き方改革など、教職員の働く環境を整備し、教職員の超過勤務時間を減らすなど負担の軽減を図り、子どもたちと向き合う時間を確保できるよう努めます。

2点目は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、令和8年度設置を目的に、各学校に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置して、学校運営への地域住民の参画や地域の教育資源の積極的活用を図ることにより、学校教育の更なる充実を目指します。

3点目は、部活動の地域移行、これは最近、地域展開と呼ばれるようになりましたけれども、これに向け、これまでも準備会で検討を重ねてきましたが、令和7年度に正式に協議会を立ち上げ、令和8年度を目標に一部部活動の地域展開を目指します。

また、今後の課題としましては、児童生徒数の急激な減少が想定される中、子どもたちの適正な教育環境について、保護者の考えや意見などを尊重しながら、長期的な展望に立った施策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。重点課題として3点、挙げていただきました。教職員の環境改善、学校運営協議会の設置、そして部活動の地域展開、学校運営協議会では地域の声、父兄の声、

職員の声、できるだけ多くの声を聞いて進めていただきたいと思います。部活動の地域展開も悩んでいる子どもたちが大勢います。よろしくお願いいたします。

いただいた教育方針の施策の中で、2点ほどお聞きしたいことをお伺いします。

令和6年度の教育長教育方針では、「明日を担う子どもたちを育成するため、新しい時代の学びに求められる課題に対応する」というテーマから詳細な施策は示されませんでした。

私は、子どもたちと地域のつながり、そして子どもたちの上級生・下級生の関係など人間関係が薄れているように感じています。昔は上級生に面倒を見てもらい、学校に通ったものです。通学途中では、地域の皆さんから声をかけてもらいました。こういった風景は、今は見られません。人間形成には重要な過程だと思います。家の近くでバスに乗り、帰りも送ってもらう。コミュニケーションの場がなくなっています。

取り組みの中で、公民館は生涯学習の場だけでなく、地域と一体となる場を目指すとあります。私は、地域の公民館をコミュニティの場として活用し、地域住民が集える場にならないかと思っています。

施策の地域と一体となる場を目指すとは同じ考えだと理解してよろしいのでしょうか。また、どのような場を目指すのか伺います。

○議長（上田孝二君）

馬場教育長。

○教育長（馬場泰君）

お答えします。

教育方針にあります「明日を担う子どもたちを育成するため、新しい時代に求められる課題に対応する」という方針は、具体的にはグローバル化の進展、デジタル化による社会変革、人口減少と高齢化、家庭環境や地域社会の変化など、先行き不透明な変化の激しい社会にあって、子どもたちが自らの可能性を引き出し、自己実現できるよう、「生きる力」を身に付けた児童生徒を育成することであると捉えております。

そうした意味においても、本町の学校教育で特に力を入れて取り組んでいます英語教育の充実、ICT教育の推進は、こうした課題に対応できる施策であると捉えております。

また、過疎化、少子化が進む地域社会にあって、かつてのように違う年齢の子どもたちが群れて遊ぶ場面は、ほとんど見かけなくなりました。これは、子どもたちの興味関心がゲーム等の室内での遊びに偏ってしまっていることも大きな要因だと思います。こうした傾向から、学校現場でもこれを補う目的もあり、いわゆる縦割り班などを活用した異年齢集団の教育活動を多く取り入れ、成果を上げているところです。

一方、特に新型コロナウイルスの蔓延以降、地域活動や公民館活動も停滞気味となっております。おっしゃるとおり、公民館は地域コミュニティのセンター的機能を果たす重要な役割を担っております。教育委員会としましても、公民館がイベントの開催などの学習の場、趣味やサークル活動を通じた交流の場、体操教室等の健康づくりの場など、地域の活動拠点としての機能を十分果たせるよう支援していきたいと思います。

また、今後も公民館をはじめ、図書館や博物館、文化会館などの社会教育施設の充実を図り、学習の機会や情報の提供等を通して、社会教育の振興にも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。先ほどの学校運営協議会、学校運営への地域住民の参画や地域の教育資源の積極的活用など、子どもたちを学校任せでなく、地域の子どもたちとして地域全体で育てる活動を仕掛けていただきたいと思います。

次に、「英語を学ぶイングリッシュキャンプを継続し、児童生徒の英語力の向上」が取り組みにあります。日本中に外国人が増え、大企業では英語による会議が盛んになっています。今では、世界中とテレビ会議で情報を共有する時代です。

積極的に外国人に話しかけることができる児童生徒の育成が求められます。

県内でも外国人学校がいくつかあります。生徒との交流など接する機会を増やすことで英語力の向上につながります。

世界的に競争と共生が進む中で、海外で活躍する児童生徒が必ず出てきます。

まず語学力をつけること、視点を変えて様々な取り組みをお願いしたい。その点について教育長の考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

馬場教育長。

○教育長（馬場泰君）

お答えします。

グローバル化が急速に進展している現在、学校教育も大きな転換期を迎えております。令和2年度からスタートした現行の学習指導要領では、小学校5・6年生に週2時間の外国語（英語）科が、3・4年生に週1時間の外国語（英語）活動が取り入れられ、小学校から「読む」「聞く」「書く」「話す」の4領域にわたる英語教育が実施されております。英語コミュニケーション力の育成はICT活用能力の育成とともに、本町の学校教育の大きな柱に位置づけております。

英語教育につきましては、イングリッシュキャンプのほかにも、外国語指導助手（ALT）を小学校各校に1名、中学校においては2名を配置し、授業だけではなく、学校生活の様々な場面で会話を中心に生きた英語を学ぶ機会を多く取り入れています。

また、英語検定の受験を奨励し、受験生には検定料を全額助成しています。昨年度実績によりますと、年間延べ73人が英語検定に挑戦しており、高校中級程度の準2級に10人、中学校卒業程度の3級に18人の合格者が出るなど成果を上げています。

外国人生徒等とのオンラインでの交流等については、可能性を探りながら今後の検討課題にしたいと思います。

今、かつてないほどのインバウンドで賑わうわが国ですが、本町にも多くの外国人旅行者が訪れています。外国人とも気軽にあいさつや話ができ、将来はグローバル展開できる児童生徒の育成を目指し、様々な機会を捉え、英語教育、特にコミュニケーション力を向上させる取り組みを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4 番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。

子どもたちの英語を覚える、話せる力は非常に早くて驚きます。生きた英語、特に外国人生徒と交流する機会などをより多く与えることが必要だと思います。

余談ですが、海外赴任した親子で、大人は3年勤務しても片言ですけれども、1年海外にいただけで子どもたちはペラペラになって帰ってきます。

ぜひ外国の子どもたちとの交流など、常に耳から英語が入ってくる機会を検討してください。また、各事業に対して、令和8年度と言わず、スピード感をもって計画を推進していただきますようお願いして、次の質問に移ります。ありがとうございます。

次に、子ども・子育て支援事業について伺います。

第3期身延町子ども・子育て支援事業計画が令和7年度から令和11年度計画期間5年として策定され、推進がスタートしています。

第2期子ども・子育て支援事業での評価について伺います。5つの推進施策（大項目）を定め展開していますが、評価しやすい目標値が明確になっていないように見えました。5年間の計画の中で、どのような方法で評価会を開催して活動のレベルを上げてきたのか、また、第2期の活動成果を伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

ご質問の子ども・子育て支援事業計画については、国が示している「量の見込みの算出等の考え方」という手引きをベースに策定しております。

内容としましては、乳幼児期にかかる教育・保育、地域における子育て支援拠点事業、母子保健事業が主なものとなります。基本的には、この策定方針によるところが評価点と考えております。

このことを踏まえ、第2期計画におきましては令和2年度から実施、令和4年度に中間見直しを行ってきました。見直しについては、策定当初の量の見込みと実績値を比較して、10%以上乖離が認められる場合は見直しという基準が定められております。

まず、ご質問いただいた1点目の評価会の方法としましては、「身延町子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆さまに評価点における実績をお示しして、協議いただく形をとっており、評価内容は主たる事業についての検討となります。

この計画は、身延町総合計画を上位とした各種計画の1つとして位置づけられ、主たる事業以外にも子育て支援の範囲として乳幼児から成人となるまでという観点に基づく、他課と連携した内容についても記載しておりますが、このことについては取り組みの有無を確認し、次期計画につなげる指標として捉えているところです。

2点目の第2期の活動成果ですが、評価点とした項目で実施している事業については100%で、目標は達成しております。

手引きを基本として目標を設定している中で、身延町のニーズがなく、事業の見直しを行うべきものも含まれますので、第3期計画の中では前期計画における評価の総論として触れております。

議員ご指摘のとおり、今後は具体的な成果が見えるよう、総合戦略におけるK P I 実績を踏まえた、具体的な数値目標を設定した計画策定を検討します。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4 番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。

お話にありました国の手引きにあります量の見込みの算出等の考え方、これが目標を明確にして、できれば数値判断できる目標値にしてということなのかなと思いました。でないと活動した結果や施策が正しかったのか判断できなくなります。言葉だけの計画、施策にならないことが大切だと思っています。

次の質問に移ります。第3期支援事業の中で「主な取り組み」として154件の施策が明記してあります。内容を見ますと、健診や接種・診査、これは通常業務だと思います。

妊産婦訪問・保育所、園の巡回相談・何々相談・何々健康教室といった事業に対しては、月何回などの数値目標を設定したほうが良いと思います。問題がないから相談件数が少ないではなく、妊婦などの対象者には、電話を入れるなどの対応・誠意が必要だと判断します。対象者の90%実施などを数値目標にするなど、目標を明確にする必要を感じます。

この件について伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

子育て支援課の所管業務として、子育て支援と母子保健分野がありますが、ご質問の母子保健にかかる分野につきましては、「第2期身延町母子保健計画」を策定し、業務における基本計画としていただいております。

この計画は、子ども・子育て支援事業計画と同じ実行期間としており、双方向から子育て世帯を支援するねらいをもって策定されております。

策定にあたっては、子ども・子育て支援事業計画策定時の対象者アンケートと併せた形でアンケートを実施、また日々の業務において積み上げた実績を計画に盛り込み、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策に始まり、子育てされる親世代の支援や子どもの発達支援についても課題として取り組むこととしており、ご質問にあります、妊産婦訪問や保育所巡回相談といったところに触れている内容となっております。

なお、この計画も子ども・子育て会議委員にご審議いただいております。

具体的な内容につきましては、町ホームページにも掲載しておりますので、閲覧いただけますようお願い申し上げます。また、前期の計画の評価すべき項目における達成度はおおむね100%ですが、継続して事業を行っております。

事業としては、母子保健手帳交付時にヒアリングを行い、個々の事情に合わせて寄り添っていけるよう、全ての妊産婦・新生児への訪問や希望者に対する電話相談なども実施、保育所巡回による幼児期の発達支援、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策等、様々な観点から困っている方へのアプローチを行うなど、経済的支援以外の分野においても定量目標としては

計りきれない柔軟な支援ができており、一定の成果が得られているものと判断しております。

議員ご指摘のとおり、今後は子ども・子育て支援事業計画と同様に具体的な成果が見えるよう、総合戦略におけるKPI実績を踏まえた、具体的な数値目標を設定した計画策定を検討いたします。

また、近年における少子高齢化を念頭に置き、より一層きめ細やかな支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。子どもたちは、将来の身延町を担う大切な宝です。よろしくお願いいたします。

次の質問です。この支援事業は、計画期間5年として策定され、展開されています。「この事業の基本目標の達成に向けて進捗状況の把握・点検を行うとともに、身延町子ども・子育て会議において評価を実施し、必要に応じて施策の見直しをし、改善を図る」とありますが、子ども・子育て会議委員の任期は2年となっています。計画途中で2回も委員の変更があるのに、委員は内容を熟知して評価できるのかと、ちょっと疑問に思います。ここは改定すべきだと思いますけれども、見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

任期につきましては、平成25年9月25日条例第20号「身延町子ども・子育て会議条例」で定めており、計画は平成27年度を始期として5年間、現在3期目の実施期間であります。

国では、平成25年政令第81号において、「子ども・子育て会議令」が制定され、第1条において委員の任期を2年と定めております。

平成25年度当時にはなりますが、国の関係法令を基準に条例制定したものであります。

また、「身延町子ども・子育て会議」委員は9名で構成されており、学識経験者3名・関係団体および関係事業従事者2名・公募1名・保育所ならびに小中学校の保護者会長やPTA会長を務められている保護者代表の3名に分けられますが、条例において再任を妨げないと定められているとおり、子どもの保護者以外の委員の皆さまは、趣旨をご理解の上、再任をご了承いただいております。そういった点においても内容をご審議いただくのに十分であると考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。

任期終了時に問題がないように調整していただく、またメンバー構成についても関係団体や関係事業従事者などと言われましたけれども、利害関係などを考慮した上で地域の方を入れる

などして、充実した子ども・子育て会議にしていきたいと思います。支援をお願いいたします。ありがとうございます。

次に、観光施設の現状について伺います。

健康増進施設しもべの湯について伺います。

2023年4月28日にオープンして2年が経過いたしました。お客さんも順調に賑わっているように思われますけれども、レストランの営業活動について気になっております。

以前は道路側から直接店内に入り、食券を購入して食事ができましたけれども、今では正面から入り、靴を履き替えてレストランに向かうシステムに変更されています。これでは食事希望のお客さまは帰ってしまうと思います。当初予定していた農産物の販売もしていませんし、2階のスタジオも使用頻度が低いようです。令和6年度収支状況が気になりますけれども、施設の活動状況と収支について伺います。

○議長（上田孝二君）

石部生涯学習課長。

○生涯学習課長（石部直樹君）

お答えします。

オープン2年目となりましたスポーツ健康増進施設しもべの湯の令和6年度の延べ入館者数は12万435人で、月平均にしますと約1万人となり、前年度比で15%の増となっております。

ご指摘いただきましたレストランの営業形態ですが、現在、県道側の入口が閉鎖されており、食事だけでおいでになる利用者にご不便を感じさせている状況ではありますが、案内表示をする中で館内への誘導を行っております。令和6年度のレストランだけの利用者も前年度より1,500人ほど増加しており、約8千人が利用しています。

また、農産物の販売については、令和6年3月定例議会において伊藤雄波議員の質問にもお答えしておりますが、下部観光協会・指定管理者・町の三者で開催に向け、運営方法等を検討しておりまして、昨年度も実施しましたが、あけぼの大豆の枝豆の収穫時には、朝市が開催できるよう継続して協議してまいります。

2階スタジオの利用については、利用メニューが少ないというお話も聞いておりますので、指定管理業者と協議を進める中で、メニュー拡充のため、今年度、スタジオのスタッフ増員を行う予定となっております。

令和6年度の収支状況については、決算報告がまだ手元に来ておりませんが、入浴・ジム・レストランともに利用者は増えております。ただ、運営コストの面で物価高騰による燃料費の高騰が収益を圧迫しているとの相談も受けておりまして、現在、町外利用者の値上げを検討しているところであります。

いずれにいたしましても、引き続き毎月実施しております指定管理業者との運営維持管理会議の中で課題を共有しながら、より多くのお客様に満足してご利用いただけるような運営を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4 番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。レストランについて、従業員が辞めたとか、あるいは削減したというような噂も聞きましたが、利用者が増加して8千名、ただ1日平均でいくと20数名ちょっとだと思います。これでは厳しいのではないかと思います。採算ラインを1日何名で設定しているのか分かりませんが、厨房フロアの人数を考えても設定目標には厳しいのではないかと思います。

また、県道側から入りやすかったのですが、案内表示はあるにしても敬遠されると思います。農産物の販売にしてもスピード感を感じません。いろいろなイベントやお客さんを呼び込む策を検討していただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、みのぶ自然の里について伺います。

令和6年3月議会で活動が見えないとして、経営状況について予算の留保を求め、所管課からの経営改善指導を求める経緯がありました。

みのぶ自然の里は、現在営業しているのか、従業員も辞めてしまったと聞いていますけれども、現在の状況について伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えをいたします。

みのぶ自然の里につきましては、指定管理者を合同会社manabiya、指定管理期間を令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間として運営をしております。

本館やキャンプサイトの宿泊をメインに、農業体験プログラム等を実施しており、個人のキャンプ客や団体利用者を予約制で受け入れております。

職員につきましては、現在、施設に常駐している職員は2名おり、施設の日常点検・管理運営を行っております。施設利用者がいる場合は、対応人数を増やし、24時間対応できる体制を取っております。

しかしながら、オープン当初から比較すると、施設利用状況は減少傾向にあり、今後の在り方につきましては、指定管理者と協議していく予定でございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4 番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。毎月の利用者数など確認していると思いますが、宿泊者など、ほとんどいないような状況ではないかと私は思っていました。

早急に指定管理者と協議をしていただき、経営改善指導や今後について詰めていただきたいと思います。お願いいたします。

また、にしじま和紙の里かみすきパークについて質問を入れていましたけれども、町長から現状について、昨日お話をいただきましたので、削除させていただきました。

ただ、一言だけ言わせていただきます。

何回か行って食事をさせていただいていますし、そこで感じていることなんですけれども、少し元気がないなと感じています。あと、5月連休前のオープンでしたから、5月連休では、

当然いろいろなイベントをするんだろうなと楽しみにしていたんですけども、そのへんもなかったものですから、ちょっと残念に思っております。

最近のにしじま和紙の里、平日なんかもちっと寂しいようですし、ぜひいろいろなイベントを企画していただいて、賑やかな施設にしていだきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は1時45分とします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時43分

○議長（上田孝二君）

宣言をした時間前ですが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次は通告5番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私は今回、5つの質問をしたいと思っています。

まず1点目、訪問介護事業所への支援策をとということで質問をいたします。

昨年4月から訪問介護基本報酬の改定が行われ、全体で1.59%アップとしながら、深刻な人材不足で事業継続が困難と言われていた訪問介護事業はマイナス2.0%、定期巡回・随時対応型訪問看護はマイナス4.4%の基本報酬の引き下げが行われました。まさかの報酬の引き下げに、全国ホームヘルパー協議会（全国社会福祉協議会）や日本ホームヘルパー協会をはじめ、多くの介護事業所や団体が撤回を求め、声を上げました。

今回、本議会にも山梨県社会保障推進協議会などのいくつかの団体を請願者とした訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願が上がってきています。

山梨県民主医療機関連合会で、県内の訪問介護事業所がどのような状況に置かれているのかを知るためのアンケート調査には、報酬改定の影響で8割が経営危機、うち事業継続困難が約3割という回答が寄せられています。

自由記述では、今回の改定によって被害をこうむるのは小規模な事業者で、そのツケは在宅の高齢者となる。しっかりと現実を調査し、確認してほしい。都市部で上がった業績により報酬が決められ、地方の実情をまったく考えていない。訪問一つとっても地方は動線が長く、訪問回数は都市部より少ないことは明らか。車のガソリン代も高くなる。地域、家で暮らしたい方々を支えたくても収入が少なくなれば職員への賃金アップはできず職員も集まらないし、そうなれば事業が継続できない。訪問事業（訪問介護）・定期巡回を潰そうと考えているのではと

思ってしまうなど、切実な声が寄せられていました。

訪問介護は、地域で暮らす多くの人々が住み慣れた地域で、高齢になっても安心して暮らし続けるためになくてはならない事業です。

訪問介護事業の現場からは、コロナ禍、物価高騰、人手不足の中で、崖っぷちで何とか踏ん張ってきた事業所を崖から突き落とした。これは在宅介護の終わりの始まりとの強い危機感も表明されています。

今、全国で訪問介護事業所のない空白地域が広がっています。事業所ゼロや残り1つの自治体が報道されています。事業所ゼロは、昨年12月末時点で107町村です。この4年間で24町村増え、特に昨年後半の半年間で10町村、増えました。事業所消滅が加速した背景には、国による昨年4月の訪問介護基本報酬引き下げがあります。また、残り1つの自治体は昨年12月末時点で272市町村です。これらの自治体で最後の砦となっている事業所の約9割が社会福祉法人などの非営利法人です。

中山間地域などで赤字が常態化し、営利事業として成り立っていません。昨年の第3回定例会の一般質問でも同様の質問をしました。事態は本当に深刻です。誰もが住み慣れた地域で高齢になっても安心して暮らし続けるためにも、身延町に今ある4つの訪問介護事業所に支援を考えるべきだと思います。

どこの事業所も、ヘルパーさんも人手不足の中、頑張ってくれています。せめてガソリン代だけでも援助があれば助かると話されていました。

新潟県村上市は、報酬引き下げによる減収分を昨年4月の改定時に遡って独自に補助しています。燃料費支援金として、車1台につき月3千円を支給。さらに利用者宅まで7キロ以上かかる訪問介護に1回50円を上乗せしています。この村上市が初めての支援ですが、他の市町村でも支援を始めています。町の見解をお尋ねいたします。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

令和6年第3回定例会において、渡辺議員の同様の質問に対しまして、当時の福祉保健課長が、「定期的に行われる国の介護報酬改定を受け、介護保険サービスを提供する町内の38ある事業所のうち（現在は訪問看護事業所が1つ減ったため37）訪問介護事業所だけに町が助成金等を支給するような支援は、今の段階では難しいと考えている。」と回答をしておりますが、今回につきましても同様の答弁をせざるを得ません。

しかしながら、訪問介護事業所の運営は厳しいということを伺っていますので、前福祉保健課長が答弁したように、機会を捉えて基本報酬を是正するよう、国へ強く要望をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

次に移ります。

山梨県では、補聴器購入費用の助成制度を創設しました。私は、これまで認知症やフレイル

予防にもなるため、高齢者の多い本町で、この補聴器購入費用の補助制度を実施してほしいと、この一般質問でも取り上げてきました。

県の助成制度を導入しながら、町として対象者の拡大や所得の制限をなくすなど上乘せも行い、軽・中度難聴者補聴器購入費助成制度の実施を早急にすべきだと思います。町としてはどうお考えでしょうか、お答えください。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

議員のご質問のとおり、山梨県は加齢性難聴に早期に気づき、補聴器の装着などの適切な対応を推進することにより、認知症やフレイル予防を促進することを目的に、「高齢者補聴器購入費助成事業」を創設いたしました。

この事業は、市町村が行う補聴器購入支援事業に対する補助事業で、概要は次のとおりとなっております。

対象者については、本町に住所を有すること。事業実施年度に65歳以上となること。医師が補聴器の装用を認めた者であること。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費（補聴器）の支給対象者でないこと。各市町村における介護保険料第1号保険料の第1段階から第4段階のいずれかに該当すること等。

それから、対象補聴器については、医師の処方箋に基づき、「認定補聴器専門店」に在籍する「認定補聴器技能者」から購入する補聴器であること等。

交付対象経費は、交付対象となる補聴器の購入に対し、市町村が助成した経費。

それから、補助率および上限額については、2分の1の補助率で、上限額は介護保険料の低所得者軽減第1段階から第3段階に該当する方につきましては、1台当たり2万5千円、第4段階に該当する方は1台当たり1万6千円という内容でございます。

町は現在のところ、峡南地区の各町と情報交換を行いながら、県の事業に沿った事業実施準備を進めている状況でございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

せっかく県の助成制度も始まったのですから、早急に実施していただきたいと思います。

次に、3点目、道の駅にしじま和紙の里かみすきパークについて質問をいたします。

昨日の町長の行政報告で、オープン後の状況がありました。オープンからちょうど1カ月経過した5月17日までの、指定管理者が集計しているレジ通過客数は1万700人でした。物販・レストランとも予想を上回る利用客数となっているという報告でした。私はそれを聞いて、それだけ期待が多くあったのかなと思いました。

道の駅なんぶ、道の駅富士川などの野菜売り場を見ている女性の皆さんからは、このかみすきパークの野菜の品物が少なく、そして高い、がっかりしたという声が本当にたくさん寄せられています。大概が女性からそういう声が上がっているんですけれども、先日も女性ばかり8人で食事をして、そのあと、みんなで寄ったんですけれども、1人が花をちょっと買っただけで

した。花はだんだん品数も多くなって充実してきたなと思ったんですけども、その中の野菜のコーナーが、みんな野菜がほしくて寄ったんですけども、これでは駄目だということで、帰りに近所のお店に寄って、みんなで買い物をして帰ってきたということになりました。

レストランも、以前あったおざらなどのメニューが今回はなくて、本当にかっかりしたと。おざらがあったらよかったという声もたくさん、私のところにも来ていました。

本当に多くの女性の方から、野菜があれば、がっかりしたと、一回行ったらもう終わりで、二度と行かないという声をたくさん聞いて、困ったなというふうに私も思っているんですけども、やはりもうちょっと、みんなの期待を集めて、本当に連休中なんかはたくさん車があったんですね。でも最近あまり車がなくて、やはり一回行ったら終わりなのかなみたいな、それでは困ったなと思っているんですけど、やはり皆さんの期待に、これだけ多くの期待があるわけですから、期待に添えるような施設づくりをしていかないと、せっかく造ったものが無駄になってしまうのではないかなと思うんですね。

そういう意味では、こういう野菜の売り場を充実してほしいとか、おざらのメニューとか、いろいろなものをもうちょっと多くしてほしいとかという、町長が言われていたアンケートにはこういうのはなかったと思うんですけど、実際、声を聞いていると、こういう声が多くあるんですけれども、こういう声というのは今後反映していただけるのかどうなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えをいたします。

道の駅にしじま和紙の里かみすきパークにつきましては、4月18日にオープンしまして、特に休日には多くの来場者で賑わっております。

ご質問にありました野菜の取りそろえが少ないことにつきましては、道の駅はオープン直後でございます。来場者数や売れ行きを見ながら、徐々に品ぞろえを増やしていくことを考えております。今後は、来場者の期待に応えられるよう、町と指定管理者で協力してまいりたいと考えております。

また、時期によりまして、品ぞろえが少ない場合には、近隣の市場からの仕入れも検討していただくよう、指定管理者と打ち合わせております。

レストランのメニューにつきましては、「おざら」を提供してほしいと多くの方から町のほうへもご要望をいただいております。指定管理者に対しまして、早急に提供できる体制を整えていただくよう、すでに要望してあります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

皆さんが期待している施設ですので、ぜひ期待に添えるようにご努力をお願いしたいと思います。

それでは、4番目、飯富病院から身延山病院への足の確保についてということで質問をいたします。

将来的には、病院の再編の問題も出てきますけれども、現在でも飯富病院で検査ができなくて、身延山病院で検査を受けなければならないというときに、足の確保が大変だと町民の方から、何人かの方から言われました。

乗合タクシーで乗り換えると往復で1, 200円もかかってしまう。300円、300円で往復ですから600円の2倍ですね。住民の皆さんの負担を軽減しながら、現在、住民の皆さんが困っている足の確保をどう考えていくのか、質問をいたします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

現在、飯富病院から身延山病院へは、身延地区の乗合タクシーを利用いただければ、定時定路線ではありますが、飯富病院から身延山病院へ直接行くことができます。

伊藤達美議員の一般質問でも答弁をいたしました。今後の少子高齢化、人口減少により現在の公共交通網では厳しくなり、公共交通の再編が必要になると思われます。現在、進めます病院再編の動向を注視する中で、持続可能な公共交通サービスが提供できるよう調査研究をしていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

将来的な問題もありますけど、今困っている人たちの足の確保をどうするのかということも、私は早急に考えていただきたいと思っています。

それでは、最後の質問、5番目ですね、小学校入学時に軽量タイプの通学カバンの支給をということで質問をいたします。

今年4月に1年生になった孫に、私もランドセルを買ってやりました。何年か前にもこの問題で質問をした経過があって、小さい体に重いランドセルは、本人は喜んで背負っていたんですけども、教科書が入ってなくても重そうで、ちょっとふらふらしていたような状況で、これは体にあまりよくないんだろうなと思いつつ、以前にもこういう質問をしたなということで、ちょっと思い出していましたが、体の小さな小学校入学児に、ランドセルは重くて負担が大きく、体に不調をきたす子どももいるそうです。

韮崎市では、子どもの体への負担と高いランドセルの親の負担を少なくしようと、今年から新入生に軽量タイプの通学カバンを無償で支給し、ランドセルを希望する人には代わりに1万円支給したそうです。

本町では小学校入学時に4万円の支給があり、保護者の皆さんはとても助かっています。その支給の中で、軽量タイプの通学カバンの希望者に支給を考えることはできないのでしょうか、お答えください。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

ランドセルの購入は、新1年生として小学校へ入学する児童はもとより、保護者やご家族にとっても大きな節目であり、喜びであるとともに経済的な負担も発生します。

入学時にはランドセルも含め、そろえなければならないものも多く、本町では保護者への子育て支援の一環として、入学時にかかる経済的負担軽減策として、小学校入学支度金4万円を入学前に支給し、支援しております。

学校では、通学用カバンにランドセルの使用を定めているわけではなく、リュックサックのように背負えるタイプのカバンであればよいとのことなので、ランドセルを含めて、各家庭で好みのタイプの通学用カバンを選択していただき、購入の際に入学支度金を活用していただければと考えています。

通学時のランドセルが重い問題についてですが、近年、通学する子どもの荷物はタブレットの持ち帰り、教科書や資料集のページ数が増えたりするなど、全体的に重くなっています。

町内の小学校では、家庭学習で使用する予定のない教材等については、学校に置いていくことも認めており、持ち帰りの教材等を減らすことで、子どもの身体への負担の軽減につなげています。

ご提案の軽量タイプの通学カバンの無償支給についてですが、他自治体の例では軽量タイプの通学カバンを無料支給し、希望しない場合は、同額程度を入学準備金として支給しているところもあるようです。

本町では先ほどの答弁のとおり、小学校入学支度金4万円を支給する子育て支援を行っており、学校でも持ち帰りの教材等を減らす、いわゆる「置き勉」も活用しています。

以上のとおり、ランドセルに関する家計と身体への負担の軽減に資する取り組みは行っておりますので、引き続き子育て支援策の適切なあり方を考えていきたいと思っております。

以上となります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

ランドセルを買わなければいけないということはないですけども、それに代わるものがないということで、ランドセルを今、使っている状態だと思うんですね。そういう意味では、葦崎市みたいな軽量なものが、こういうものを市で推進しているということであれば、そういうものも普及するんじゃないかなと思って質問をしました。

できたら、子どもたちの体に負担がないように、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

日程第3 休会の決定

お諮りします。

議案調査のため、6月12日（木曜日）は休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、6月12日（木曜日）は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中山耕史君）

それでは、最後に相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時07分

令和 7 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 3 日

令和7年第2回身延町議会定例会（3日目）

令和7年6月13日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第48号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第49号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第1号）
日程第5 議案第50号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第51号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第52号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第53号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第54号 令和7年度身延町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第10 請願第1号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書について
日程第11 委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第12 議案第55号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第2号）について
追加日程第13 議案第56号 財産の取得について（消防積載車1台）
追加日程第14 議案第57号 財産の取得について（消防用小型動力ポンプ5台）
追加日程第15 発議第3号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出について

2. 出席議員は次のとおりである。(14人)

1番	市川司	2番	遠藤公久
3番	深山光信	4番	佐野昇
5番	山下利彦	6番	佐野知世
7番	伊藤雄波	8番	望月悟良
9番	広島法明	10番	野島俊博
11番	田中一泰	12番	渡辺文子
13番	伊藤達美	14番	上田孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
(22人)

町長	望月幹也	副町長	遠藤基
教育長	馬場泰	総務課長	深沢泉
会計管理者	笠井和美	企画政策課長	高野修
交通防災課長	天野芳英	財政課長	幡野弘
税務課長	伊藤剛	町民課長	曾谷英輝
福祉保健課長	松田宜親	観光課長	青嶋浩二
子育て支援課長	遠藤仁	産業課長	若狭秀樹
建設課長	佐野彰	土地対策課長	深沢暢之
環境課長・上下水道課長	笠井健一	身延支所長	加藤千登勢
下部支所長	望月融	施設整備課長	佐野美秀
学校教育課長	望月俊也	生涯学習課長	石部直樹

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 中山耕史
録音係 青柳江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中山耕史君）

開会に先立ちまして、相互の礼で始めたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）予算決算常任委員会に付託した議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、伊藤雄波君。

登壇してください。

伊藤雄波君。

○予算決算常任委員長（伊藤雄波君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に、（2）教育厚生常任委員会に付託した請願第1号について、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、田中一泰君。

登壇してください。

田中一泰君。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

これから、日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 議案第48号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

議案第48号については、現状の町営バス運行に沿った内容の条例の一部を改正するものです。

本議案のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第49号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

議案第49号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第50号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

議案第50号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第51号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

議案第51号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第52号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

議案第52号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第53号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

議案第53号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第54号 令和7年度身延町下水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

議案第54号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 請願第1号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号に対する委員長の報告は、採択すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第11 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長および議会改革推進特別委員会委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、定例会資料3ページから7ページまでのとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

執行部より新たに追加議案として3案件が提出され、また、先ほど採択された請願第1号に伴い、議員発議により意見書1件が提出されました。

本案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出された案件を本日の日程に追加することに決定しました。

ここで、追加議事日程配布のため、暫時休憩とします。

再開は9時25分とします。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時25分

○議長（上田孝二君）

再開します。

はじめに、町長から追加提出議案について説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、本日議会の最終日ですが、3件の議案を追加提出させていただきます。

まずはじめに、議案第55号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第2号）の1議案、これは総合文化会館の外壁修繕ですけれども、積算により額が確定いたしましたのが議案送付日以

降となったため、今回追加で出させていただきます。緊急を要する修繕ですので、よろしく願いいたします。

次に、議案第56号、議案第57号は財産の取得についてです。

議案第56号は消防積載車1台、議案第57号は消防用小型動力ポンプ5台の2議案、これも入札日が議案提出日以降に行われたために、今回2件とも提出をさせていただきます。

計3議案を追加でお願いしたいと思います。

内容につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきますので、ご議決をいただけますようお願いを申し上げます。

○議長（上田孝二君）

町長の追加議案の説明を終わります。

追加日程第12 議案第55号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第2号）について

追加日程第13 議案第56号 財産の取得について（消防積載車1台）

追加日程第14 議案第57号 財産の取得について（消防用小型動力ポンプ5台）

以上の3議案は、財政課が所管する案件となりますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

幡野財政課長、登壇してください。

○財政課長（幡野弘君）

議案第55号から議案第57号までの3議案について、ご説明いたします。

議案第55号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第2号）について、概要書によりご説明いたします。

概要書をご覧ください。

議案第55号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億4,439万2千円といたします。

歳入予算について、補正額の理由についてご説明いたします。

20款繰越金850万円を増額いたします。

歳出予算について、補正額の理由についてご説明いたします。

10款教育費、5項4目総合文化会館費、細目3総合文化会館管理費850万円を増額いたします。これは、総合文化会館外壁東面一面、148平方メートルの修繕費であります。

以上で、議案第55号の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第56号 財産の取得について、ご説明いたします。

議案第56号 財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 財 産 の 種 類 動産（消防用備品）
2. 物品名及び数量 消防積載車1台
3. 契 約 の 方 法 指名競争入札による契約
4. 購 入 金 額 692万5千円

５．購 入 先 山梨県南巨摩郡身延町宮木３２５

オートサービス若林

社長 若林博人

提案理由を申し上げます。

身延町消防団消防車両・可搬ポンプ更新計画に基づき、身延町消防団に配備された消防積載車を更新する必要が生じました。ついては、地方自治法第９６条第１項第８号及び身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第３条の規定により、当該財産の取得にあたり議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

内容説明をいたします。

議案第５６号関係資料をご覧ください。

買い入れようとする財産は、消防積載車１台。

予定価格は、７５６万５，８３０円。

入札年月日は、令和７年５月２７日。

入札場所は、身延町中富総合会館２階、ＡＢ会議室であります。

入札参加者は、指名業者４社のうち１社が辞退したことにより３社で、業者名、入札金額、入札率は記載のとおりであります。

落札者はオートサービス若林で、消費税を含む６９２万５千円で、令和７年５月２７日に仮契約を締結いたしました。

納入期限は、令和８年３月１０日。

納入場所は、身延町役場本庁舎であります。

概要に記載いたしましたが、配置先は身延第４分団第５部。仕様は軽四輪駆動消防積載車、その他記載のとおりであります。

以上、議案第５６号についての説明とさせていただきます。

次に、議案第５７号 財産の取得について、ご説明いたします。

議案第５７号 財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記

１．財 産 の 種 類 動産（消防用備品）

２．物品名及び数量 消防用小型動力ポンプ５台

３．契 約 の 方 法 指名競争入札による契約

４．購 入 金 額 １，１０８万２，５００円

５．購 入 先 山梨県甲府市善光寺３－８－２９

三和防災 株式会社

代表取締役 白澤実

提案理由を申し上げます。

身延町消防団消防車両・可搬ポンプ更新計画に基づき、身延町消防団に配備された消防用小型動力ポンプを更新する必要が生じました。ついては、地方自治法第９６条第１項第８号及び身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第３条の規定により、当該財産の取得にあたり議会の議決が必要であります。

これが議案を提出する理由でございます。

内容説明をいたします。

議案第57号関係資料をご覧ください。

買入れようとする財産は、消防用小型動力ポンプ5台。

予定価格は、1,184万7千円。

入札年月日は、令和7年5月27日。

入札場所は、身延町中富総合会館2階、AB会議室であります。

入札参加者は7社で、業者名、入札金額、入札率は記載のとおりであります。

落札者は三和防災株式会社。消費税を含む1,108万2,500円で、令和7年5月28日に仮契約を締結いたしました。

納入期限は令和8年3月10日で、納入場所は身延町役場本庁舎であります。

概要に記載いたしましたが、配置先は身延第4分団第5部ほか記載の4部であります。仕様は、可搬式消防ポンプB-3級であります。

以上、議案第55号から議案第57号についての説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

追加日程第15 発議第3号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出について

本発議については、請願第1号で意見書案が示されておりますが、改めまして発議により追加し、意見書の提出について審議するものとなります。

発議議員から提出理由ならびに内容説明を求めます。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

令和7年6月13日

身延町議会議長 上田孝二殿

提出者

身延町議会議員 渡辺文子

賛成者

身延町議会議員 広島法明

身延町議会議員 望月悟良

発議第3号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出について

上記の議案を別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

3年に一度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が2024年4月から引き下げられたことの撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うように求めるため国に意見書を提出する。

どうぞよろしくご審議ください。

○議長（上田孝二君）

以上で、追加された３件の議案および１件の発議の内容説明が終わりました。

これから追加された議案について、議案ごと一連で質疑、討論、採決の順で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

それでは、質疑に入ります。

追加日程第１２ 議案第５５号 令和７年度身延町一般会計補正予算（第２号）について、質疑を行います。

それでは、質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第５５号の質疑を終わります。

引き続き、議案第５５号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続きまして、議案第５５号を採決します。

お諮りします。

議案第５５号に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第５５号は可決されました。

追加日程第１３ 議案第５６号 財産の取得について（消防積載車１台）の質疑を行います。

それでは、質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第５６号の質疑を終わります。

引き続き、議案第５６号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

引き続き、議案第５６号を採決します。

お諮りします。

議案第５６号に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第56号は可決されました。

追加日程第14 議案第57号 財産の取得について（消防用小型動力ポンプ5台）の質疑を行います。

それでは、質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第57号の質疑を終わります。

引き続き、議案第57号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

引き続き、議案第57号を採決します。

お諮りします。

議案第57号に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第57号は可決されました。

追加日程第15 発議第3号の質疑を行います。

それでは、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、発議第3号の質疑を終わります。

引き続き、発議第3号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

引き続き、発議第3号を採決します。

お諮りします。

発議第3号に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、発議第3号は可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

皆さま、大変お疲れさまでした。

令和7年身延町議会第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は6月9日に開会され、本日までの5日間、上田議長のもと、私どもが提出いたしました追加3議案を合わせて15件の案件に対しまして慎重にご審議をいただき、全てご議決・ご承認をいただく中で閉会を迎えることができました。

議員の皆さまのご理解とご協力に敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

議員の皆さまには、今後もなお一層のご指導・ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

6月中旬となりまして、暑い日が続くと思います。議員の皆さまには、健康に十分ご留意をいただく中で、住民福祉向上のため、ますますのご活躍をいただけますことをお願い申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期の5日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事、定例会を終了することができました。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

各位におかれましては、健康に十分留意され、町政発展のため、なお一層、ご尽力を賜りますようお願い申し上げ、これをもちまして、令和7年第2回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中山耕史君）

相互のあいさつで終了したいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前 9時48分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長中山耕史が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上